

子ども・子育て会議（第13回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第17回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成26年3月24日（月）14：00～17：00

場 所 中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）公定価格・利用者負担について

（2）その他

3. 閉 会

[配付資料]

資料1 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について

資料2 公定価格・利用者負担の主な論点について

資料3－1 公定価格の骨格案について

資料3－2 公定価格の骨格案について（詳細版）

資料4 主なOECD加盟国の就学前教育・保育の状況について

参考資料1 委員提出資料

参考資料2 ベビーシッターなどを利用するときの留意点

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので第13回子ども・子育て会議、第17回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議を開始いたします。

お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 年度末のお忙しい中、本日も御出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の御出欠の状況でございますが、秋田委員、今村委員、榊原委員、佐藤博樹委員におかれましては、本日、所用により御欠席でございます。また、尾崎委員、高尾委員におかれましては、本日、所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、高知県教育委員会教育長の中澤様、それから、日本経済団体連合会経済政策本部主幹の酒向様に御出席いただいております。また、古渡委員におかれましては、少し遅れていらっしゃるようでございますが、御出席予定ということで御連絡をいただいております。

以上でございます。本日33名中28名の委員に御出席いただき、定足数でございます過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

資料につきましては議事次第に記載のとおりです。資料1から参考資料までお配りしてございます。何か漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

また、本日、岡田副大臣に御出席を頂戴してございます。ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、公定価格・利用者負担についての御説明、御議論をお願いしたいと存じます。

それでは、公定価格・利用者負担について、事務局から御説明をお願いいたします。

○長田参事官 まず、資料説明に入ります前に、1点おわび申し上げます。先ほど高知県知事の代理といたしまして間違った御紹介をして大変失礼いたしました。井奥様でございます。

それから、本日の束になった資料以外の一番下に「公定価格についての意見」という一枚紙を配らせていただいております。こちらにつきましては、私から簡単に紹介させていただきたいと思っております。

この「公定価格についての意見」というペーパーは、自民党の人口減少社会対策特別委員会という委員会がございまして、そちらでこの公定価格についての検討、御議論を並行して進めていただいております。去る3月20日に開催されました同委員会におきまして取りまとめられました意見につきまして、同委員会の委員長でございます金子原二郎先生の御指示を踏まえまして、本日お配りさせていただいて、協議をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、お読み取りいただければと思っておりますけれども、当子ども・子育て会議でも御指摘いただいております、まず、一番初めに1兆円超の財源確保といったことの内容。また、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善・配置改善の重要性といったような点。それから、認定こども園に関しまして、同じ教育・保育内容に対する公定価格に差を設けないというようなこととございますとか、自治体が認定こども園への移行ありきを前提とする指導を

行わない、あるいは逆に、希望する施設が要件を整えた場合には、確実に認定こども園に移行できるようにすることといったような内容。また、質の改善に当たって、教育・保育の現場の対応状況に応じた加算など、弾力的な運用も図るべきということ。それから、6番目に、私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、ここに書いてございますような市町村との関係構築等々についての対応をしっかりとやるべきといったようなこと。それから、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分の導入に当たって、11時間開所に適切に対応するための改善といったような点。また、低所得世帯に対する保育料負担軽減の拡充に取り組むといったこと。最後に、地域子ども・子育て支援事業や社会的養護について、質の改善を図るといったようなこと。こういったような全部で9項目の意見が取りまとめられておりますので、まず冒頭、その内容について共有をさせていただきます。

また、本日の資料の説明としては省略させていただきますけれども、前回お示しいたしました「『量的拡充』と『質の改善』について」という資料1ということで、中身は前回と特に変更しておりませんが、前回いただいた御意見を13ページ以降に適宜、赤字で付記させていただいておりますので、こういった内容を踏まえていただきながら本日の御議論をお願いできればと思っております。

それでは、引き続きまして、資料2以下につきまして、保育課長より御説明申し上げます。○橋本保育課長 それでは、資料2をお開きいただきたいと思っております。今ほど御説明ございましたように、前回お出しさせていただきました資料1の中身でございます、いわゆる0.7兆円ベースの充実の中身、それから1兆円ベースの充実の中身、これの中身を、これまでこの会議で御議論を積み重ねていただきましたそれぞれの論点ごとに整理いたしまして書き込んだものでございます。

それでは、順次ご覧いただきたいと思っておりますが、最初に18ページのところに飛んでいただければと思っております。こちらは、保育必要量との関係での区分という観点をここに書いたものでございますが、18ページの対応方針案のところがございますように、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分ごとに公定価格を設けるということでございます。資料1の内容にございますように、保育標準時間認定のところにつきましては、質の改善に関する検討を踏まえまして、現在、延長保育事業の基本分として手当てされている常勤保育士1人分を給付費（委託費）本体に移行するとともに、3時間分に対応する非常勤保育士の人件費を追加するという改善を図りたいというものでございます。

なお、※印にございますように、この公定価格のさらなる充実ということにつきましては、「1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向」と書いてございます。本日の資料の中では0.7兆円ベースのものと1兆円ベースのものをこういった形で書き分けながら整理させていただいております。

それから、保育短時間認定につきましては、国会での附帯決議、あるいは職員の勤務体制等を考慮しまして、現行の保育所運営費の水準を別に設定するという考え方でございます。

それから、※印にございますが、利用者負担の関係につきましては、やはり前回のこの資

料1でご覧いただきましたように、保育短時間認定の部分につきまして若干の軽減を図るといことでして、1.7%分の軽減を盛り込むという形で整理いたしております。

続きまして、36ページのところに飛んでいただければと思います。36ページのところは、定員区分の関係でございます。こちらにつきまして、保育所について、それから幼稚園について、それぞれ定員区分の設け方などについて御議論いただいております。それで、赤字で書いてありますところは小規模保育の関係でございます。小規模保育のA型、B型につきまして「6～12人、13～19人」という2区分で設定するという考え方で書きました。

それからあと、C型につきましては、定員を10人以下とすることを原則として、定員区分も「6～10人」という1区分が基本でございますが、ただ、現状15人までの範囲で事業が実施されておりますので、第1期市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間の経過措置を設けまして、その間は15人以下とするということで、定員区分も「6～10人、11～15人」の2区分にするということでございます。

前回この点につきまして、10人よりももう少し高い水準でという御議論もあったわけでございますけれども、このところにつきましては、経過措置の期間の終了に当たっての事業の実施状況も踏まえて改めて御検討いただくということで考えております。

それから、事業所内保育事業につきましては34ページのところに設定例がございますが、この考え方でどうかということでございます。

それから、36ページの一番下のところでございますけれども、認定こども園の関係につきましては、教育標準時間認定の子どもと保育認定の子どもの両方を受け入れる認定こども園の場合につきましては、それぞれの公定価格の対象経費で重複となる職員あるいは管理費等の費目の相当額をそれぞれ半分ずつで入れるといった必要な調整を行うこととしてはどうかということと考えてございます。

続きまして、43ページのところでございます。こちらは、配置の基準の充実ということでございますけれども、43ページの上のほうにあるところでございますが、0.7兆円ベースの考え方からいきますと、3歳児につきまして20：1から15：1への改善ということで加算措置を設けることとしてはどうかということでございます。

※印にございますように、1歳児の改善あるいは4・5歳児の改善につきまして、あるいは施設長の設置義務化といったところにつきましては、1兆円ベースの改善ということで整理したいということでございます。

それから、同じく質の改善の関係につきまして、地域の子育て支援あるいは療育支援ということにつきまして、それを主として担う主任保育士の専任化、あるいはそれにつきまして、さらに地域機関との連携などを行う補助する職員などにつきまして、こちらに整理してある内容で設けたいということでございます。

それから、食育の推進を図るといことで、栄養士の嘱託としての活用ができるようにしたいということでございます。

そのほかのさまざまな改善につきましては、1兆円の財源を確保した段階で実施するとい

う整理にしております。

それから、44ページが、幼稚園の関係など教育標準時間認定を受ける子どもについてでございますが、やはり3歳児の配置の改善につきましては、真ん中あたりでございますように、20：1から15：1への改善といったことを盛り込むこととし、4・5歳児の改善につきましては、1兆円の財源確保の段階でということに整理いたしております。

それから、45ページに参りまして、同じく教育標準時間認定の子どもの関係でございますけれども、いわゆる事務職員の追加配置につきまして、0.7兆円ベースのものとしたしましては、非常勤の週2日分というものを盛り込む。それから、幼稚園につきまして週5日分、認定こども園について週6日分といった改善につきましては、1兆円超の財源確保の段階で実施するという整理にしております。

それから、主任保育士と同様に、主幹教諭のところの専任化あるいは地域の子育て支援、療育支援を補助する職員の配置等、あるいは食育の関係の栄養士の活用などにつきましては、保育所のほうと同様でございます。

それから、続きまして51ページでございます。51ページで、これは処遇改善の関係を書いた部分でございます。対応方針案ということでございますけれども、現行の保育所運営費におきます民間施設給与等改善費の仕組みを参考としながら、職員の確保定着あるいはキャリアアップを促進する仕組みを取り入れたいということでございまして、0.7兆円ベースのものの中では、質の改善として3%分の改善を取り入れるということでございます。1兆円超の財源確保の段階では5%といったもので整理しております。

それから、職員の勤続年数を通算する範囲でございますけれども、その下の矢印にございますように、現行の対象施設のほか、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、それから、保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設ということで前回書いて出したわけですが、これまでさまざまな御意見をいただいたところでございまして、今回追加して小学校等の教育施設、それから地方単独事業による認可外保育施設あるいは放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業、こういったものも書き加えさせていただいております。こういった指導監督等を通じまして、適切な運営のあり方に関して地方自治体のほうで責任を負っておられると評価されるようなものにつきましては、通算対象に加えるかどうかの実務面も含めた運用をさらに検討させていただきたいということでございます。

それから、59ページ、こちらは給食材料費の取り扱いの関係でございます。前回ご覧いただきましたように、さまざまな方法がございますが、どの方法をとるにせよ、それぞれの御家庭から給食材料費相当額の費用をいただくという前提で整理がなされております。そういった中で、前回さまざまな御議論をいただいたわけでございますけれども、59ページのところでございますように、それぞれの御家庭からいただいている現状を踏まえまして、例1の現状どおりということにしてはどうかということでございます。

また、調理員の人件費等につきましては、上記のとおりということで、基本的には、公定価格の中で基本的に組み込む、ないしは加算として評価をするといったやり方でどうかとい

うこととさせていただきます。

それから、続きまして、61ページでございますけれども、障害児の受け入れ促進ということについてでございます。この中で、特定教育・保育施設ということになっております保育所、幼稚園、認定こども園の場合につきましては、交付税措置あるいは私学助成といった現在の枠組みのもとでの対応が基本でございますけれども、さらに質の改善で御議論いただきましたように、地域の関係機関等と連絡調整などを行う補助する職員というところの加配を可能とすることとしたいということとさせていただきます。

それから、その下の○でございますが、地域型保育事業につきましては、今回新たに創設される事業でございますけれども、やはり今回の質の改善の検討を踏まえまして、子ども2人につき保育士1人の配置が可能となるような費用で加算をしたい。また、前回御議論いただきました中で、1人の場合にはその半分といったことで認めてほしいといった御意見もいただいたわけでございますが、それも盛り込む形で書かせていただいております。

それから、65ページに参りまして、こちらは研修の充実、それから保幼小の連携強化という部分でございます。上の○のほうは研修の関係でございますが、保育教諭・保育士1人につき、0.7兆円ベースでいきますと年間2日分の研修機会が確保できるような代替職員の確保ということで組み込んではどうかということとさせていただきます。1兆円超の段階におきましては、年間5日分ということとさせていただきます。

それから、もう一つの※印に書いてございますように、当該費用につきましては、所定労働時間外に研修を行う場合の手当として支給することもできることとしてはどうかということで、前回、研修はこういった時間外に行う場合もありますので、そういったものにも対応できるようにしてほしいという御議論を受けまして、こういった整理をさせていただきたいと考えております。

それから、保幼小の接続の関係がその次の○でございますが、さまざまな先行的な取り組みと同様に、0.7兆円ベースの中で事務経費の部分につきまして加算措置を講じるということにさせていただきたいということとさせていただきます。1兆円超の段階におきましては、さらに人件費の分につきましても対応する方向ということで整理しております。

それから、68ページに参りまして、こちらは第三者評価の関係でございます。やはり第三者評価につきまして、0.7兆円ベースの中では5年に1度の受審の中で半額程度の支援といったことで公定価格に盛り込んでどうかということとさせていただきます。3年に1度の受審あるいは全額の補助といったものにつきましては1兆円ベースでのものと整理してさせていただきます。

それから、続きまして73ページでございますが、こちらは各種の加算措置の中の休日保育の関係でございますが、休日保育につきましては加算措置で行うということと整理いたしておりますが、これも質の改善の中で、休日保育を二重の保育料の徴収を行わないということでの対応とともに職員の単価の改善といったことも盛り込んでいるところとさせていただきます。さらに一層の充実の部分につきましては、1兆円超ということと整理いたしております。

それから、続きまして81ページでございます。81ページは子育て支援の関係でございます

て、0.7兆円ベースの中身といたしまして、認定こども園、幼稚園、保育所の位置づけとの関係で、認定こども園の場合には子育て支援の実施が義務、それから幼稚園と保育所については努力義務という位置づけを反映いたしまして、認定こども園の場合には、全ての施設におきまして地域子育て支援の中心になっていただく主幹保育教諭等を専任化という形で盛り込む、それから、それを支援する方々の加配ということにつきまして加算措置を講じるということでございます。幼稚園と保育所の場合につきましては、この主任保育士あるいは主幹教諭といった部分につきまして加算措置という形で整理いたしまして、また、これを補助する職員につきましても、やはり加算措置といった形で整理しているところでございます。

続きまして87ページでございますが、こちらは、やはり事務職員のところでございます。先ほどご覧いただきましたとおり、0.7兆円ベースでは週2日分の充実ということで盛り込んでおります。

それから、89ページに参りまして、こちらは地域型保育事業の中での連携施設の関係でございます。連携施設の関係で、上の○にございますが、質の改善に関する検討を踏まえまして、連携施設の設定に資するように必要な経費を組み込むということでございます。

同時に、※印にございますように、連携施設の設置には経過措置がございますので、経過措置の適用を受けて連携施設が設定されていない場合には調整の対象とするということでございます。

それから、小規模保育事業者と施設の設置者との間で、この連携施設については個々に調整・設定していただくことが基本ではございますが、前回も御議論が出ておりましたように、この調整が困難な場合におきまして、市町村が積極的に調整を行うということが考えられるわけでございます。例えばということで、私立の施設のあっせんあるいは公立施設による連携などが考えられるわけでございますが、こういった市町村での調整ということを通知等において示していくこととしてはどうかと考えております。

それから、利用者負担のほうに参りまして、109ページのところでございます。109ページに、これは保育認定を受けた子どもにつきましての利用者負担額のイメージを書いておりますが、これらの月の保育の短時間認定の子どもにつきましては、若干の軽減措置を設けるといった形で、赤字で書き加えてございます。

続きまして、115ページから116ページにかけてでございますが、この実費徴収の関係で補足給付というものを今回導入することにいたしております。これも質の改善の議論の中で、生活保護世帯に対する補助ということで、0.7兆円ベースで盛り込んでいるところでございます。さらに、1兆円超の財源確保の段階では、非課税世帯への対象の拡大といったことも考えられるわけでございます。

それからあと、116ページに参りまして、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園につきましては、必要な経過措置を講じるといったことでどうかと考えてございます。

以上が資料1の中身でございますさまざまな質の改善の要素をこれまで御議論いただきま

した論点の中に、個々に位置づけて書き直したものであるということです。

続きまして、資料3-1でございますけれども、これまで整理をいたしましてまいりましたこの質の改善の要素などを踏まえまして、これを「公定価格の骨格」というものに整理しているということです。そのイメージということで、資料3-1をご覧いただきたいと思っております。

まず、「公定価格の骨格（全体イメージ）」という資料がございます。これまで認可基準等をもとにしましてさまざまな質の改善の御議論をいただきました。それを反映しまして骨格を設定しようというものでございまして、この中身をもとに、5月ごろに仮単価ということで提示させていただきたいと考えております。この資料の中身は、0.7兆円ベースの質の改善項目をもとに作成してございますが、先ほど来御説明しておりますように、さらに大きな財源を確保できれば、財源の確保とあわせて質の改善の中身もさらなる充実が図られていくという前提で書かれているものでございます。

具体的な中身でございますが、この左側に基本額、そして右側に各種の加算等ということで書いてございます。この基本額のほうに人件費や事業費、管理費といった基本的な要素が含まれている形になってございまして、それにプラスアルファでさまざまな要素をつけ加える場合は、各種の加算ということで右側のほうに出てまいります。この左側の基本額の部分につきましては、地域区分あるいは利用定員別の区分、あるいは認定区分や年齢別、保育必要量別の区分といった要素を反映させることとなります。

それから、右側の各種の加算というのは、職員の配置状況についてより上乘せ的配置をする、あるいは事業の実施状況、実施体制に合わせる、あるいは地域の実情等に応じてといった各種の加算がこの中に含まれるわけでございます。

この教育標準時間認定（1号）のものと、それから保育標準時間認定、短時間認定（2号・3号）のものと見比べていただきながらと思っておりますが、1号の場合には、3歳以上児でございますけれども、地域区分、定員区分、認定区分は1号、それから年齢区分が、4歳以上児と3歳児といった形になっております。それから、保育のほうでございますが、地域区分と定員区分、それから認定区分が2号と3号、年齢区分が、2号につきましては4歳以上児と3歳児、3号につきましては1・2歳児と0歳児といった形になってまいります。さらに、保育標準時間と保育短時間で分かれてまいります。

こういった基本額の分かれ方というイメージをベースに置きまして、まず、この基本額の部分におきましては、赤い字で書いてございますように、教育標準時間認定の公定価格の場合には、事務職員2日分の追加といったところが質の改善として盛り込まれているものでございますので、これを基本額のところに盛り込もうというものでございます。

それから、保育のほうに関しましては、標準時間の認定に対応します保育士1人、あるいは非常勤の3時間分の1人の追加の要素、あるいは研修代替職員の要員の部分を追加する、こういったところを基本額の中に盛り込みたいということでございます。

一方で加算額の中に盛り込むさまざまな質の改善の要素といたしましては、3歳児につき

まして15：1への配置の改善といった要素を職員配置加算といった形で盛り込んでございます。

それから、主幹教諭や主任保育士につきましての専任加算、それから、子育て支援の活動費の部分で今回加えてございます。

それから、現在の民間施設給与等改善費に相当いたします処遇改善等加算ということで盛り込んで書いてございますが、これにつきまして3%分の充実を図るという中身で書いてございます。

それから、保幼小の連携の関係との小学校接続加算あるいは第三者評価を受けるということでの第三者評価受審加算といった要素、それから、保育の関係におきましては、減価償却費等加算といったものがこの中に盛り込まれているところでございます。

以下、さらに幼稚園や保育所、さらに認定こども園など、それぞれの施設類型に応じた形で現行水準ベースと質の改善ベースがどのような形になっているのかということをより細かく書いたものが2ページ以下でございます。2ページのところは幼稚園の関係でございますが、左側の青く塗ってあるところが、現在の私学助成等によりまして対応されている部分に相当する中身、そして右側のオレンジ色に塗ってある部分が、今回の質の改善ということで新たに盛り込まれる内容ということでございます。

左側の現行水準のものをベースといたしまして、右側でございます2日分の事務職員の追加配置あるいは加算ということで整理しております職員の3歳児の配置改善あるいは職員の処遇の改善、それから地域の子育て支援の関係、あるいは栄養士の配置の関係、それから小学校との接続改善の関係、第三者評価の関係などが、加算ということで追加的に入ってございます。

また、調整の要素といたしまして、左側の一番下でございますが、配置基準を満たさない場合の経過措置が適用されているような場合については、調整の対象とするということでございます。

3ページが、今度は保育所の場合のイメージでございますけれども、左側の現行水準ベースというものが現在の保育所運営費の中で対応されているベースのものでございます。保育所を初めとする各種の人件費などがこの中に入っております。

これに加えまして、右側の質の改善ベースということでございますが、人件費の要素といたしまして、保育標準時間認定に対応しました保育士の1人、あるいは3時間分の非常勤保育士の追加、さらには、研修の代替要員費といったものが基本額の中に入っております。それから、加算額のほうでございますが、職員配置の15：1への改善あるいは処遇の改善、休日保育の実施、それから地域の子育て支援・療育支援など、それから栄養士の配置、減価償却費、賃借料等への対応、小学校への接続改善、第三者評価の受審費用などがここに見込まれるところでございます。

それから、左の下の調整の部分でございますが、常態的に土曜日は閉めるという場合につきましては、調整の対象にするということでございます。

続きまして、4 ページが、今度、認定こども園の関係でございますけれども、保育所や幼稚園の場合と基本的に同じでございますが、認定こども園の場合におきましては、教育標準時間認定の部分と保育認定の部分の両方ございますので、その要素ということで書いてございます。基本枠のところでは充実させる要素につきましては、保育の関係と同じように標準時間認定に対応する部分、それから研修代替費で対応する部分がございます。それから、幼稚園と同様に事務職員の2日分の追加という要素がございます。それから、主幹保育教諭等の専任化あるいは子育て支援活動の部分につきましては、認定こども園においては実施義務という形になってございますので、加算という形ではなくて、こちらの基本額の中に組み入れる形で書いてございます。

一方で加算の部分でございますが、こちらは、職員配置の改善あるいは小学校の接続加算、それから第三者評価の受審加算、減価償却費の加算など、これは保育所や幼稚園と同様の形で書いてございます。

さらに、それを細かく見たものが5 ページでございますが、青い字で書いてある部分につきましては、幼稚園と共通の項目ということで入っているもの、それから、赤字で書いてある部分につきましては、保育所と共通の項目ということで入っているものでございます。それから、黒字で書いてあるところは、もともとこの幼稚園、保育所どちらということでもなく、共通の項目ということである部分でございます。

さらに、この中でアンダーラインを引いてある部分がございます。アンダーラインが引いてある部分につきましては、施設の中で重複等が発生しないように、施設全体で振り分けまして、1号定員と2・3号定員のほうに等分して積算するような形で整理してはどうかというものでございます。

それから、6 ページが、今度は地域型保育事業のイメージでございますが、こちらにつきましても、基本額と加算額という形で整理いたしております。地域型保育事業の場合におきましては、保育標準時間・短時間のほうの認定でございますが、こちらにつきまして1・2歳児と0歳児という区分の中で書いてございます。それから、連携施設の関係が必須の要素となっておりまますので、基本的に基本額の中に入れる。それから、研修代替要員費の部分もでございます。

一方、加算の中におきましては、地域型保育事業の中で障害児の受け入れ加算といった形で障害児の受け入れを促進する要素、あるいは保育士の比率の向上を目指す保育士の比率向上加算といった要素もこの中に盛り込んでございます。

これを地域型保育事業の4つの事業類型に即してそれぞれ書いたものが7 ページからでございますが、7 ページが、家庭的保育事業についてのものでございます。左側が現行水準ベースということで、現在の補助事業等で対応しておる内容に相当するものでございますけれども、右側のほうで、今回の質の改善ということでさまざま盛り込んでおるものがございます。連携施設の設定の関係、保育の2区分に応じた非常勤保育士部分の追加、それから研修の充実ということでの代替要員の部分、職員の処遇の改善、連携施設の経費、障害児の保育

の加算、栄養士の配置、減価償却費や賃借料等への対応、第三者評価の受審費用の加算などがございます。

小規模保育事業の場合もおおむね同じでございますけれども、やはり現行水準のベースの中で書いてあるものと質の改善ということで入っているものがございます。

それから、9ページに参りまして、こちらは事業所内保育の関係でございますが、事業所内保育の場合には、規模の大きいもの、20人以上のものにつきましては、保育所と基本的に同様、それから、19人以下のものにつきましては、小規模保育と基本的に同様ということで考えていただければいいかと思えます。

なお、前回にも御提示させていただきましたように、この真ん中のやや上のところに書いてございますが、「従業員枠については、地域枠の〇〇%相当」ということにしております。前回ご覧いただきましたような形で、一定の従業員の確保ということに資する部分を差し引く形で調整してはどうかということで書いてございます。

それから、10ページが居宅訪問型保育の関係でございますが、保育所の人件費、それからさまざまな事務経費、さらには、このコーディネーターの設置経費などが見込まれるところでございます。それから、加算額ということで、資格保有者加算始め、さまざまな加算がございます。

それから、右側が質の改善ということで、ほかの項目と同じように盛り込んでいるわけでございます。

以上、ご覧いただきましたような基本的なイメージ図をベースにいたしまして、さらに詳細な形で整理をいたしましたいわゆる骨格案というものが資料3-2でございます。

資料3-2をお開きいただきますとページが書いてございますが、幼稚園、それから保育所、認定こども園の1号部分、認定こども園の2・3号部分、それから家庭的保育、小規模保育のA・B型、小規模保育のC型、事業所内保育、居宅訪問型保育といった事業区分に応じまして、それぞれの骨格をつくってございます。

最初、お開きいただきますと、2ページのところから幼稚園の関係がございます。このところでご覧いただきますと、この2ページのところにはさまざまな箱がございます。箱のところ、まず基本部分というものがあられるわけございまして、この基本部分には、地域区分、それから定員区分、認定区分、そして年齢区分がございます。これにさらに加算が右側のほうに延びてございますが、処遇改善等加算、副園長・教頭設置加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応教諭配置加算、それから、チーム保育加配加算、年齢別配置基準を下回る場合の調整、定員を恒常的に超過する場合の調整といったものがここにございます。

それから、縦のほうにご覧いただきますと、主幹教諭等の専任加算、療育支援等の加算、通園送迎等の加算、給食実施加算、冷暖房費加算、学校関係者評価加算、外部監査費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算といったものがございます。こういった基本部分と加算部分ということで分けてございますけれども、この赤く塗ってある部分が今回の質の改善を反映した要素と

ということになります。

それぞれの区分について、例えばこの次の3ページをご覧くださいまして、地域区分につきましては7区分ということで、100分の18からその他までございます。それから、定員区分につきましては、規模に応じまして17区分ということでございまして、10人刻み、15人刻み、30人刻みといった形でやってございます。以下、さまざまな加算につきましては簡単な説明が書いてございます。それが4ページまで書いてあります。

あと、5ページのところに、加算ではなくて、基本部分の中にどういったものが含まれるかということで書いてございますが、人件費として常勤職員の給与あるいは非常勤職員の雇上費、それから、管理費としましてさまざま、職員数に比例するもの、子どもの数に比例するもの、1施設当たりの固定経費的なものということで仕分けがございまして。それから、生活諸費というものがございまして。こういった形で、基本額の中に何を入れるか、それから、加算額としてどういう形を設けるかといったことを書いてあるわけでございます。

同じように、今度は保育所の関係で閲覧いただきますと、7ページからでございます。基本部分のつくりといたしまして、7ページの上のほうをご覧くださいまして、地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分とございます。保育の場合には、さらに標準時間認定と短時間認定の区分がございまして。それから、加算につきましては、処遇改善加算、所長設置加算、3歳児配置改善加算、休日保育加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、それから、調整といたしまして、分煙の部分の調整、それから常態的に土曜日を閉所する場合の調整、定員が恒常的に超過する場合の調整などが考えられます。

それから、加算額といたしまして、縦のほうに並んでいるものが主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算といった形で、やはりこの赤く塗ってある部分が今回の質の改善要素ということになります。

そして、11ページをお開きいただきまして、こちらが保育所の基本額の中に入っている要素でございますけれども、この中で、現在の人件費の部分に加えまして研修代替要員費というところを入れております。それから、標準時間認定の部分につきましては充実分をやはりここの中に入れ込んでございます。

以下、13ページ以降、認定こども園ですとか地域型保育事業に即しました形でそれぞれ形をつくってございますが、時間が長くなりますので省略させていただきます。

続きまして、資料4でございまして、こちらは、前回、北條委員から御質問いただきましたものにつきまして、OECD保育白書からOECD加盟各国の状況を抜き書きしたものでございます。保育の関係の時間がはっきりと書いてあるところもございまして、それから、全日制とか半日制とかといった形で書いてあるものもございまして、これにつきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

非常に膨大な資料でありますけれども、ただいまの御説明につきまして御質問、御議論をお願いしたいと存じます。それでは、橘原委員からでよろしいですか。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。本日は、お手元に参考資料を配付させていただいておりますことにつきまして要望させていただきたいと存じます。

全国私立保育園連盟におきまして、全国の政令指定都市会議というものを開催いたしまして、その中で取りまとめましたもので、「幼保連携型認定こども園への移行特例に関する要望書」を本会議宛てに提出させていただいているところであります。

これまでの会議の中で、幼保の間で異なる基準については高い基準をとると決めておりました。しかしながら、園庭の基準については、大都市において非常に厳しいものとなり、大変危惧しているところです。待機児解消を目指して努力してきた社会福祉法人が今回の制度に基づいて移行を希望したとしても、この基準が障害になります。この件について格別の御配慮を賜りますようお願いいたしますとともに、本会議におきましても、再度、御協議をお願いしたいと思ひまして、この要望書を提出させていただきました。

御高覧いただきまして、よろしく御配意のほどお願い申し上げたいと存じます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。その参考資料を今、お目通しをお願いいたします。

それでは、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

今回、いよいよ公定価格の骨格案が提示されました。事業類型が大変多いことから、この骨格案の作成に当たりましては、事務局の皆様の並々ならぬ御努力があったものと心から敬意を表します。

本日は、資料2に沿いまして、改めまして、「公定価格利用者負担の主な論点」についての意見を4点に絞って発言させていただきます。

1点目は「職員配置」についてです。43ページから44ページにまとめられている内容についてです。

職員配置につきましては、保育認定を受ける子どもも、教育標準時間認定を受ける子どもも、0.7兆円の財源の範囲では、3歳児に係る職員配置の20：1から15：1への改善が可能となるよう加算措置が設けられています。また、1兆円の財源を確保した段階で、1歳児や4・5歳児などの職員配置の改善を図るという段階的実施の対応方針案については、財源上はやむを得ないと思ひます。しかし、1歳児の職員配置など、地域によっては、現行の職員体制から後退ということにもなりかねないので、1兆円超の財源が確保されるまでの間、市町村としては、都道府県とも協力して何らかの加算措置を講じることが必要となってくるのではないかと認識しています。したがいまして、ぜひ都道府県の皆様が進めています取り組みと連携する必要があると思ひますので、都道府県の皆様の取り組みにも期待したいと思ひます。

また、現状、公定価格の項目には掲げられていません「保育所における保健師等の配置」についても同様なことがございまして、どうしても公定価格を決める場合には財源の限界というものがありますが、実際、取り組んでいる質の向上に向けて努力している事業者が評価される、そのための加算措置については、引き続きいろいろな検討が必要になってくるものと思います。

次に、2点目は、51ページ以降の「処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップ」についてです。

対応方針案にありますように、これまでの意見等を踏まえて、全ての施設・事業について、現行の保育所運営費におけます「民間施設給与等改善費」の仕組みを参考として、職員の確保・定着、またキャリアアップを促進する仕組みを取り入れる具体的検討を今後もぜひ進めることが必要だと思います。特に、制度設計に当たりましては、51ページに上記の施設・事業のほか、①として「地方単独事業による認可外保育施設」、②として「放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業」についても、勤続年数を通算対象に加えるかどうかを検討する方針案が示されています。保育等に携わる勤務実績を公平に、公正に評価、通算できる上では、この対応方針案の結びにありますように、実務面も含めて、さらに運用について検討することが私も必要だと認識しています。この方向でよろしく申し上げます。

次に、68ページ以降の「第三者評価の費用の取り扱い」について申し上げます。

第三者評価の受審を進めていくためにも、5年に1度の受審が可能となるように、受審料の半額程度を補助することについて明記されていることは、歓迎し、評価したいと思います。しかしながら、東京都の例で御紹介しますと、都が経費全額を負担してきたということがございますので、残りの半額をどう捻出するかということは市町村の課題となります。第三者評価に当たりましては、加えて、その受審内容を事業者が活用できるように、何よりも保護者が判断材料として生かせるようにすることが大切です。したがって、これは、公定価格そのものというよりも運用の御提案でございまして、第三者評価につきましては、情報公表の仕組みをしっかりと構築する必要があります。特に、質の向上に向けて具体的な取り組みをしっかりと提案するということが必要で、事業者が公表する際に、そのことがしっかりと評価されることが重要ですので、「情報公表」とこの「第三者評価の受審」というのは、当然のことなので示されていないのかもしれませんが、セットであるということを強調することが重要と思います。

4点目に、81ページ以降の「子育て支援機能」について申し上げます。

三鷹市では、保育園を地域の子育て支援拠点として位置づけてまいりました。在宅子育ての保護者向けに保育園の地域開放事業などを展開しておりまして、既に長い間、今回の努力義務を超えた対応をしてきました。

さて、最近、ベビーシッターを名乗る男性による幼児の死亡事故が発生いたしました。子ども・子育て支援にかかわる者にとっては大変痛ましく衝撃的な事件でございました。インターネットを介して、制度のはざままで発生した事件と言えますし、対応が難しい事柄とも言

えるかと思いますが、この間、本日、参考資料にも含めていただきましたけれども、厚生労働省が素早い対応をされました。すなわち、「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をプレスリリースされました。

私たちは、自助、共助、公助ということで、何よりも自立が大切、自立支援が何よりですし、支え合うということがあって、そして、国や自治体による公助というものがあります。したがって、保育サービスを提供する自治体にとっては、このインターネット社会での想定を超えた今回の事件は、教訓として受けとめなければならないと重く認識しています。

母親の養育姿勢に課題があるのではないかとは思われます。けれども、ICT時代、いわゆるインターネット、タブレット型端末、スマートフォンの時代にあって、子育て世代は、まさにそうしたメディアを使っているわけですから、私たちがどのような対応をするかということが、子育て支援の中でも重要になってくると思います。

例えば、三鷹市では、「乳児家庭全戸訪問事業」を民生・児童委員さんが直接、フェイス・ツー・フェイスで行ってくださっていますし、「新生児訪問事業」も展開しています。これは助産師等によるものです。また、市で提供している保育サービスなどの情報は、この機会にパックにして直接まずはお届けしています。新生児の段階からこういう支援がありますよ、自分だけで頑張らなくていいんですよということを情報提供もしています。

また、インターネットによる情報提供サイト「子育てねっと」で、最新の保育情報も提供しています。これはNPOの子育てコンビニが対応してくださっています。インターネットによる情報提供サイトというのは、一定の効果があらわれていますし、相談においても多様な相談を24時間受けとめられるという意味で意義があると思っています。ですから、インターネットを使うことは悪ではない、これは確認しなければいけないと思います。その上で、坂本専門委員も御努力されていますけれども、やはり一定の資格というようなことや、私たちが自治体として、公助として提供できる内容については、さらに吟味をしながら、しっかりと安全で安心して利用できる保育サービスの情報提供に努めていきたいと思っています。

その上で、この「子育て支援機能」というのは、もちろん人と人が直接出会う支援機能というのも大事ですが、奥山委員が代表でいらっしゃるんですが、ひろば事業の中にも、重要なのは、直接会うだけではなくて、もちろん適切な情報提供のあり方をインターネット等を使っても考えていくということではないかと今回の事件から改めて私たちは突きつけられているようにも思います。したがって、私たちが「質の向上」ということを考えていくときに、このような視点も重要だと思います。

さて、「子育て支援機能」につきましても、幼稚園、保育所、認定こども園が連携して在宅子育て家庭を支援する、そして、積極的に地域子育て支援事業を展開するという方向性が示されています。すなわち、地域の子育て力の強化につながるということが想定されます。したがって、実施義務を負っている認定こども園について、公定価格本体に組み込むとともに、努力義務を負っている幼稚園、保育園については、子育て支援事業に必要な活動費等の加算措置を講ずることが提案されておりまして、これは極めて重要な意義があると認識しています。

結びに、今回公定価格の骨格案が示されまして、詳細版と概要版がまとめられました。本当にこれだけ複雑な内容が、実はかなり整理されて「見える化」されたと思います。しかし、本当に複雑なんだとも思います。いろいろ「加算」をお願いしている立場としては、「加算」があるから余計難しくなっていて申しわけないと思いながら、「加算」が輝いて見えます。したがって、今後とも、よりわかりやすい表記と比較対応が可能な工夫をしていただき、事業の類型が本当に多くて恐縮なのですが、このような形をさらに進めていただければ、自治体としても、市民の皆様への説明力が上がるかなと思っています。

感謝して、発言を終わります。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

言及されたベビーシッターを名乗る男の事故というのでしょうか事件については、後ほど、終わってから厚生労働省から少し説明していただこうと思います。よろしく願いいたします。

それでは、駒崎委員、お願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。資料を中に入れてさせていただいておりますので、それに基づいてお話しさせていただきたいと思います。

まず、先ほど清原三鷹市長もおっしゃっていましたように、ベビーシッター殺人事件を受けて幾つか提案させていただきたいと思います。

去る3月17日、ベビーシッターによる幼児殺人事件があったというのは、皆さん御案内かと思えます。被害者の児童、彼女はシングルマザーでした。ショートステイのニーズがあり、個人シッターを依頼したと。その際に、インターネット上のベビーシッターマッチングサイトを利用したけれども、こうしたマッチングサービスを提供する企業の中には、登録個人シッターの身分確認を行わないという事業者がいて、それが、悪質な個人シッターが排除されないという要因にもなっていることが明らかになったのではないかと思います。そこで、このベビーシッターマッチングサイト及びそれに類するインターネット上のサービスの運営事業者には、以下のことを義務づけ行政指導を行うのはいかがかと思えます。

1つ目は、まず、登録シッターの運転免許証等身分証を運営事業者に提示することによって、偽名の利用がないかというのを確認する。今回の容疑者は、偽名を使って、それによって、利用者のほうは、過去預けてよくなかったという状況だったのをわからずに使うことになってしまったということがありました。また、登録シッターの資格証を運営事業者に提示することで経歴の詐称がないようにするという、そして、既存利用ユーザーのシッターごとの評価がコメントや星印等で明示的に確認できるシステムを導入してはどうか。これは、アマゾンなど、皆さんインターネットのお買い物サービス等を使っている方々はよくわかりかと思えますけれども、余りよくないものにはよくない風評がきちんと見える化されていて、いいものにはいいとわかるということによって、利用者のほうがきちんと選べるようになるということを導入させることが必要なのではないかと思えます。

なお、こうしたマッチングサイトを簡単につぶしてしまうというような規制をかけること

に対しては、反対します。そうすると、今、SNS、特にLINEやフェイスブック等、その2人の関係あるいは複数の人間の関係を見える化しないでもやりとりできるような仕組みは幾らでもあります。そういうものを使ってしまうと、逆にそうしたやりとりが全く見えなくなってしまうと、結局捕捉できないとなってしまいますので逆効果になってしまう可能性があります。むしろ、きちんとコントロールして、そうしたニーズがある方々がきちんとシッターサービスにつながるような形にしていくことが望まれるのではないかと思いますので、ぜひ御検討ください。

そして、さらに、事件の背景を考えますと、この横浜市という370万人都市でショートステイを行っている園は2つしかありません。横浜市において、24時間型緊急一時保育という名前でやられています。こうした幾分脆弱なショートステイのインフラというものは、今現在、横浜市だけではなく全国であるのではなかろうかと思えます。そうしたときにおいて、この支援制度は、いかにしてこのようなニーズに対応できるかといいますと、居宅訪問型がこのようなショートステイ機能を担えるのではなかろうかと思っております。特に困窮するひとり親世帯を支えられる可能性を秘めているのではないかと思っております。そのために、この居宅訪問型が、しっかりとお泊まり保育に対しても対応できるように、以下のことを提案します。

それが、22時以降の深夜勤務可能な加算計算です。労働基準法37条には、22時から5時までの勤務は通常給与の25%増というものを支払わなくてはなりません。当然、お泊まりもそれに類します。ですから、その部分をきちんと加算において、お泊まりにおいても、お泊まりした場合はこのような補助がつくとしないと、事業者側は、その抱えるシッターに対してそうした給与を払えない。だとすると、なかなかお泊まりを承諾してくれるシッターが見つからない。なので、類型はあってもサービスはないという状況になってしまうので、そのようにきちんと加算というものをに入れていただきたいと思えます。

また、さらに、今回の事件は、夜間や深夜帯、宿泊を伴う保育を必要とする働き方をせざるを得ない世帯がやはり一定数いることがつまびらかになったのではないかと思います。それは、何も完全にひとり親だけではないと。そうしたひとり親に近いような働き方をされている方もいらっしゃるのではないかと思います。今現在は、基本的には居宅訪問型は、慢性疾患児あるいは障害児、そして、ひとり親の夜間とレールを敷いているのですけれども、そこを少しだけ拡大して、以下のようなパターンも対象に入れたらどうかと思っております。

裏面に行ってください。それは、両親はいるのだけれども、ともに夜間・深夜帯勤務を行うような世帯ですね。例えば、これは両親ともに飲食店経営であったりとかするような御家庭ですね。例えば、報道によると、夫婦2人でバーを営んでいたというような場合は、どうしても夜間の預け先がないということで困っているということがありました。また、両親は存在するのだけれども、片方の親が単身赴任あるいは海外在住してしまっているため、実質的に1人で子育てをしまっているような世帯ですね。こうしたところも居宅訪問型が使えるようにしたらどうかと。

また、両親は存在するけれども、両親のうちのどちらかあるいは親族の病気や障害のため介護や看護を行っていて、それが夜間や深夜帯に及んでしまうような世帯ですね。例えば、お父さんを看病していて、夜もつききりでなければいけない、あるいはおばあちゃんを看病していて、あるいは看護していて、つききりでなければいけないというような形の場合、やはり夜間に来てもらって子どもを寝かしつける必要も出てきます。そうしたところも対応できるようにする。

あと、両親がともに恒常的に日曜祝日に勤務があるようなサービス業等にお勤めの方で、付近に休日保育がなかなかないというような御家庭においても、そうしたものを認めてはどうかというようなところですね。

このようにさまざまなイレギュラーな働き方をされている方々に対して、自治体が、この人は実質的にやはりひとり親ですよとみなせるような場合においては、自治体がそれを判断して、適切に居宅訪問型を勧められるというような形にすることによって、第2、第3の犠牲児を出さないような形をとれないかという御提案をさせていただきたいと思います。

また、こちらに書いていないのですけれども、今、御説明いただいた公定価格の詳細において、居宅訪問型だけ唯一、交通費というものがかかってくるということをぜひ御念頭に入れていただけたらうれしいです。1回500円で行ったとしても往復で1,000円、週5で使ったら2万円かかります。2万円が上乘せされるということで、普通の御家庭はいいかもしれませんが、低所得あるいはひとり親の御家庭は厳しい部分もありますので、そうしたところに配慮をいただけたらいいかと思っております。

この事件が、母親たたきであったりとか、あるいはベビーシッターたたきというものをいわずに、そこがそうした矮小化されずに、いかにしてこうしたニーズを持った方々に寄り添い、そして、犠牲者を出さないか、再発を防止するか、そうした観点で制度設計がなされることを願ってやみません。御検討をよろしく申し上げます。

さて、次に、病児保育です。

病児保育について、体調不良児対応型というものがあります。これは、看護師を保育所に配置して、体調不良児をお預かりできるというのですが、現状、認可保育所等を想定されていますけれども、地域型保育にもつけていただけると大変ありがたいです。これは、病児保育ができるように、地域型保育は病児保育もできるようになるというだけではなく、実は医療ケアの必要な障害児の受け入れも進むことが考えられます。今回、地域型保育に子ども1人に0.5人分つけてくださってありがとうございます。これによって、これまでなかなか集団保育でお預かりできなかった障害児が預かれるようになる、すばらしい取り組みだと思います。

一方、胃ろうあるいは呼吸器をつけている子、こうした医療ケアが必要な子は、なかなか保育士だけでは対応ができないがゆえに、ちょっとうちの園ではお預かりできませんと断られてしまっている現状があります。ここにおいて、看護師がいることによって、たんの吸引や胃ろう等に対応できるようになりますので、よりインクルーシブな保育環境が実現できる

ことになりますので、ぜひ対象範囲を、小規模保育と地域型保育にも広げていただきたいと思います。

また、さらに、連携施設において、基本的には小規模保育所と、あるいは認可保育所や認定こども園、幼稚園が、個々にきちんと交渉してくださいねというようなどころではあるのですが、どうしても断られてしまったりというときは、自治体がきちんと調整する、あるいは公立の保育所を、最後の最後にはこれがありますよ、ここにありますよと言うという通知を出すというような事務局案には大変賛成いたします。

また、処遇改善において、当初は認可保育所しか認めない、認可保育所での勤務経験しか認めないという御判断でしたけれども、それをきちんと拡大して、認証保育所や病児保育所等、そうしたところにも広げていこうというような案に強く賛同いたします。

最後に、今回この公定価格とは直接関係ないやも知れないのですけれども、配偶者控除の見直しに関して意見を言わせてください。

今、安倍内閣において、この配偶者控除見直しの本格化というものを行っております。それに関して、私は賛同の意を表したいと思います。配偶者控除廃止によって、国税だけで最低3,800億円の税収ロスを防げる、と関西学院大学の上村教授も仰っています。今、我々、この子育て会議において4,000億円足りないという話をまさにしています。ここにおいて、この配偶者控除の廃止によって得られる税収を子育てにきちんと使っていくことは非常に重要です。特に、幼稚園関係者の各委員がおっしゃられているように、なかなか在宅子育てをしている御家庭の恩恵やメリットというのが薄いのではなかろうかというような御意見はあろうかと思えます。そうしたところにきちんとその3,800億円を当てはめていくというようなことは、大いに可能性があるのではなかろうかと考えます。特に、幼稚園教諭を中心とした保育者の処遇改善や人員配置改善、あるいは一時保育事業やひろば事業、そして虐待予防を含めた社会的養護の関連事業、こうしたところにきちんと配分していくことで足りない部分を補っていけるということがあるのであれば、配偶者控除に関しても、我々はこの子ども・子育て会議と関係ないとは言い切れないというところでありますので、ぜひ、そこはより検討を進めていただきたいと思いますと思っておる次第であります。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員、お願いいたします。

○小室委員 ありがとうございます。

細かい点についてはないのですが、自分の子どもの通っているこども園でも、この3月にたくさんの保育士さんがやめていかれました。やはりこの仕事では先がなかなか見えないと、もう立ち上げのときから勤めていた方がいなくなられたり、普通のOLになりますと言って転職されていたり、それから、自分の子どもの育児に専念しますという形でやめていかれる方がいました。

これだけ処遇改善を議論しているのに間に合わなかったなと思って非常に残念で、こうい

った議論をされていることが、保育士さんとお話をしてみたら、余り届いていなかったことに驚きました。まだ少し実現が先にはなりますけれども、今から、もっと保育士さんたちに説明をしたり広めていくことによって、もっと防げるのではないかと抑制できるのではないかと思います、その広め方というところで、特に現職の保育士さん、幼稚園の先生たちにもっともっと、こういった議論がされて、こういったことが実現されるんだよという途中経過を伝えていくというようなことがなされたほうがいいのではないかと考えていますというのが1点です。

もう一点は、今の駒崎委員の意見に全く賛成なのですが、配偶者控除の件、これは、もちろん廃止するのはけしからんという声が大きく聞こえてくることがあるかと思いますが、団体として活動していないだけで、廃止してほしいと思っている人はたくさんいる、そういった意見のほうはなかなか届きづらいかと思いますが、そういう方はたくさんいるんだというのを感じて、強く進めていただきたいというような意見です。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。意見と質問を2つほどお願いいたします。

まず、前提に、今回、公定価格の骨格案というものが資料3、そして資料3-2で示されました。私は、基本的にこの作成の仕方、また基本的な考え方というのは、適切な、非常にわかりやすいと思っております。まず、そのことが1点目です。

資料2のほうの話をしていきたいと思っております。まず、44ページ、満3歳の問題です。今回、認定こども園も幼稚園も含めてですが、満3歳の取り扱いを整理してきています。特に満3歳、いわゆる保育所で言うと2歳になるわけですが、この考え方がいわゆる保育士対応が6:1になったことにつきましては、0歳からの発達を考えたときに大変よかったことではないかと思っております。しかしながら、この満3歳入所は、例えば認定こども園であれば途中入所というのが非常に多いわけでありまして、そういうことを考えたときに、いわゆる教育標準時間と保育認定によるところの重複に関しては、折半でいいのではないだろうかという意見が今回出されているわけですが、この途中入所に対する考え方をどういうふうに考えていくのかというのは、もう一度、少し手厚くてもよいのではないかと考える次第であります。

65ページに示されました研修の時間外への拠出、また、保幼小の事務の経費という2点は、非常に新しいことでありますし、なおかつ、これまでのことを打破した非常によい点ではないかと考えておりますので、このことについては大変ありがたいと思っております。

まず、質問の1つ目、82ページです。認定こども園の地域子育て支援というものについて82ページで示されていると思っております。この中で、今回、認定こども園は、いわゆる地域子育て支援というものが義務化されて、それが主任という加算の中で一応決着を見たわけでありまして。例えば、今回のこの82ページの最初の①の図にありますところの施設数にあります約1,100カ所の幼保連携型が、それと拠点実施事業のBのところがあるわけですが、これは、

つまるところは認定こども園における地域子育て支援という形で、人としての配置の主任があると同時に、拠点事業としての地域子育て支援の拠点事業があるという解釈でいいかどうか、これが1つです。

質問の2つ目は、資料にないのですが、乳児保育の看護師のことです。今回、厚生労働省から、今まで努力義務の中で6人以上の看護師の配置をした場合は、それを定数と考えてよろしいという考え方を、今回4人以上とたしか変えて通知をいただきました。こうやって考えたときに、やはり0歳児におけるところの看護師というのが非常に大事だということであれば、その看護師に対する加算等というものが考えられてしかるべきではないかと考えますので、先ほどの認定こども園における子育て支援と今回の0歳児保育におけますところの看護師のことにつきまして、質問2点をして、終わりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○無藤会長 質問は後ほど。

では、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 ありがとうございます。公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

まず初めに、資料2の51ページ、処遇改善、経験年数に応じた法定価格上の評価、キャリアアップについて意見を申し上げたいと思います。

まず、「保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設」に加えまして、上記の施設のほか地方単独事業による認可外保育施設等も含むことを御検討いただいていることに関しまして大変ありがたいと思います。ただ、先般より申し上げておりますが、認可保育園への移行や、地方単独事業による認可外保育施設というのは、その地方地方による差があり、保育士にとって、勤めている地域によってキャリアに差が出てしまうものだと思います。そうではなく、保育士という資格を持った専門職の方が、そのキャリアに応じた形ですべて認めていただけるように、認可外保育施設全般もしくは、少なくとも非課税施設等で働いている保育士については、ぜひとも御考慮をいただきたいということをお寄せましてお願いします。

さらに、前回、溜川委員から御意見があったように思ったのですが、50ページの赤字の1行目、幼稚園教諭が保育所において勤務している場合、当該勤務年数の8割分のみが算定対象となり、保育士が社会福祉施設で勤務すると10割が算定対象になると伺いました。働く施設によって勤務期間の全てが経験年数として換算されないことがあるとのこと。ここでも先ほどと同意見に近いのですが、働く施設の種別によることなく認可外保育施設等での勤務期間もすべて経験年数に含んでいただけるように、お願いいたします。

次に、公定価格について申し上げます。居宅訪問型保育の公定価格を定める前提として、基本額に人件費とともに管理費が含まれること、また、これらの人件費と管理費に資格保有や処遇改善等にかかわる加算額が考慮されるという基本構造につきましては、居宅訪問型保育の事業の推進にプラスになる方向と考えております。

さらに、どのように定められるかの段階で、具体的には、さらに意見を申し上げたいと考えている次第です。

先ほど来、清原市長からもエールをいただいたように思いますが、この度のネットシッター事件におきまして、協会としても、また事業者といたしましても、個人の保育者の資質のアップについては十分に努めてまいる所存ですし、また、協会は、保育士養成校等との連携を更に深めて、研修の充実や認定ベビーシッターの輩出等、安心して預けていただける訪問保育者の養成に努めてまいりたいと思います。と同時に、公定価格でも管理費が含まれたということは、個人の資質のみならず、それを管理する事業者に対しても、期待感が高まっているもの、必要とされているものだとも認識しております。

その上で、私どもとしては今後も期待に応えられるように努めてまいる所存でございますので、ぜひ市区町村、都道府県、国におかれましては、この居宅訪問型保育事業を展開する中で、安心して預けられる事業者というものをしっかりと発信し、利用者がそれを受けとめられるようにしていただきたいと思います。また、公定価格を設定する上では、さまざまな立場の人たちも利用ができるようにしていただけるように、あわせてお願いしたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

資料2の44ページに

教育標準時間認定を受ける子どもについて「満3歳児（年度学齢は2歳児）については、保育所における取り扱いも踏まえ、6：1の配置とした場合に加算による対応を基本としてはどうか。」との記載があるが、これは、資料3-2の3ページに記載の、満3歳児対応教諭配置加算に該当するものか。また、同資料の5ページにある職員数の考え方において教育標準時間認定の満3歳児の配置基準6：1は、保育所の1・2歳児の配置基準と同様と読み取れる。これまでは1号認定は、基本的には満3歳以上は学級編制という概念が生じるが6：1の配置基準では学級編制の適用除外が可能と判断していいのか確認したい。仮に満3歳児を保育所の1・2歳児と同じ考え方をするのであれば、例1の現状通りという対応方針案だけではなく、満3歳児と1・2歳児が混在する認定こども園などにおいては、例1とその他を組み合わせるなど柔軟な対応が必要ではないか。処遇改善については、0.7兆円ベースで3%の職員給与の改善、1兆円超では5%の職員給与の改善とあるが、5%でとまることなく、より高い給与の仕組みをさらに検討していただきたい。

また、研修の充実について、所定労働の時間外の研修手当の可能であれば、OFF-JTなどで質的向上が評価されるような仕組みもあわせて導入していただきたい。

子育て支援機能について、「認定こども園については、子育て支援事業の実施が義務となっていることを踏まえ」と書かれているが「認定こども園」とは幼保連携型認定こども園を

はじめ幼稚園型、保育所型、地方裁量型も実施が義務であるという理解でよろしいのか確認したい。次に保育認定を受けた満3歳以上と満3歳未満の利用者負担のイメージにおいて、保育標準時間認定を受けた子どもは、現行の保育制度の利用者負担の水準を基本としているが、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定のマイナス1.7%を基本に設定されている。保育短時間は、利用時間が11時間から8時間になる一方で、利用者負担はマイナス1.7%というのは、利用者にとってはわかりづらい仕組みであると思われる。将来的に改善の検討をいただきたい。

上乗せ徴収は、繰り返し申しあげるが、原則、反対である。しかし、この新制度が、しっかりと定着するための経過措置として一定の期間であれば、いたし方ないかと思っている。資料では、教育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設のほかに保育認定を受け入れる保育所等においても「公定価格以外において実費徴収以外の上乗せ徴収を可能としてはどうか。」「設置主体の判断で上乗せ徴収を行わないことも想定される。」「市町村から委託を受けて保育を実施する私立保育所については、現行と同様、市町村との協議を経て実施することとしてはどうか。」との記載がある。

従前は、国公立並びに社会福祉法人立における実費徴収は市町村と協議の上認めることは可能であるが、上乗せ徴収は認めないという整理であったが、市町村と協議をすれば上乗せ徴収が可能と理解してよろしいのか確認したい。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 ありがとうございます。NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木です。

今回、家庭的保育に関して骨格案に示されました案については、施設型保育事業と同様に、地域型保育事業についても同様な処遇改善などの加算があること、また、資格保有者加算や研修機会確保や障害児保育加算などを加えていただいているところを評価し、提示されている案に賛同いたします。

また、資料2の51ページ「勤続年数を通算対象に加えてはどうか。」、上記施設・事業のほかに、地方単独事業による認可外保育施設も加えてはどうかというところでございますが、前回もお話しいたしましたように、保育士資格を前提とし勤務年数による加算については慎重に検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、酒向代理人お願いいたします。

○酒向代理人 ありがとうございます。前回の会合におきまして、事業所内保育所の従業員の利用にかかわります給付の水準につきまして御提案いただきまして、本日その御回答をするということでお約束しておったところです。その前に、一点質問させていただきます。今回、資料3-1、2でお示いただきました公定価格の骨格について、この事業所内保育事業にかかわる基本構造の中で、減価償却にかかわる加算と賃借料にかかわる加算について

は、この部分について書いていないということですので、認めていただけないという御方針なのかと考えております。その理解が正しいかどうかという点の質問と、その差を設けた理由について御教示いただければと思います。その御回答を踏まえながら、前回御提案いただきました給付水準の差の部分について、私どもとしてどう考えるかということもあわせて考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

先ほど来、複数の委員が述べられていますが、やはり私どもも先日の痛ましい事件については、非常に心を痛めているところでございます。その上で意見を申し述べたいのですが、ベビーシッターについて、事業のあり方をどうするのかということは、やはり今後の課題だと捉えておりますので検討していかなければなりませんけれども、一方で、やはり公的なサービスを利用できる仕組みと支援策をさらに充実させていくことが必要なのではないかと改めて感じているところでございます。

例えば資料1の7ページのところ、前回は意見を言えなかったところでありましてけれども、「一時預かり事業の充実」の「保育所以外の施設について、事務経費を措置」と、あと、8ページですけれども、「ファミリー・サポート・センター事業の充実」について、0.7兆円の段階では含まれていないわけでありまして。

また、8ページ、同じところですが、「利用者支援事業」について、財源の関係から「まずは3中学校区に1箇所程度」とすることで、必要な支援が十分に行き届かない可能性があるのではないかと思います。保育所や幼稚園に子どもを預けられない保護者にとっては、これらの充実は欠かせないと考えます。特にファミリー・サポート・センター事業についても、昨年末の基準検討部会で確認された対応方針のとおり、提供会員とセンターとの連絡体制の確保、あるいは提供会員の講習の充実などが喫緊の課題として求められております。このように考えましても、これらの公的なサービスをさらに充実させていくという立場から、前回は申し上げましたように、やはり0.7兆円では十分ではなく、さらなる財源確保が必要だと申し上げておきたいと思っております。

2点目は、質問なのでございますけれども、資料2の43ページでございます。同じように61ページにも示されておりますが、対応方針の3つ目の○の1つ目の●のところですが、「地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）を障害の程度に応じた配置を可能とする」とあります。「障害の程度に応じた配置」とされておりますが、現実的な問題として、そのように障害の程度に応じて携わるということであれば、当然専門性のある職員の配置が考えられますが、この職員の配置ということについてはどのような方向で考えておられるのか質問させていただきたいと思っております。

最後に、資料2の同じく88ページでございますが、対応方針案の1つ目の○のB型のA型

への移行を促すための措置については、ぜひ進めていただきたいということをお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員、お願いいたします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

まず、資料2に関して3点ございます。1つは、49ページ、処遇改善と経験年数のことです。先ほどほかの委員さんからも御発言がございましたが、要するに幼稚園教諭の保育所における換算率が8割ということについては、10割ということでぜひ改善していただきたいと思えます。現実的にも、例えば幼稚園教諭免許しかお持ちでない方については、保育所において3歳以上のお子さんにその職員を充てる等、施設は通常はそのような対応をしているはずでございます。

また、今後、幼保が一体的になっていくということで、持っていない資格を取るための厚遇ということもされてきておりますが、現在、経験年数を8割しか認めていないことについては、やはり10割認めるべきだと強く思いますので、この点についてもう一度強くお願いしておきたいと思えます。

それから、今回新たに経験年数の中に小学校等の教育施設ということを加えていただきましたことについて、まずは御礼申し上げたいと思えます。今後、いわゆる小学校就学前と小学校とのつながりや、あるいは、私どもがやはり教育をにらんで教育・保育をしていくことについて、大変大事なキャリアでございまして、それから言いましても、また、現行の幼稚園においては、園長先生に小学校等で活躍された方たちが就任されているという現状を考え合わせましても、これは大変いいものを入れていただけたなと思っております。

それから、116ページの上乗せ徴収のことですが、上乗せ徴収については115ページから記載されてございますが、基本的に今まで示されていることを支持申し上げます。

その中で、ただ、③のその他のことなのですが、最後のほうに「現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定」云々と書いてございます。そもそも幼稚園の中には、例えば東京都にも多いのですが、お寺さんが幼稚園を始めたりとかというケースも多くございます。そういった場合、宗教観からでしょうか、あるいは、そもそも子どもたちを集めて教育をしていこうという始まりの慈悲といいますか、そういう点から、教育料、保育料を低くしているところもあると聞いております。そういった場合、施設とか運営が今回の基準を満たしている場合に、利用者負担が市町村の定める負担額よりも低いといたしましても、それを認めて差し上げられないかと考えております。実際問題、運営においては、それは苦しくなるということが、当然その施設にあるのですが、その施設の責任において利用者負担を低くするという事は、そういった経緯からいっても認めて差し上げていいのではないかと思いますので、「一定の要件の下で経過措置を講ずる。」となっておりますが、その一定の要件ということについて、そのような事情があるというところをお含みおきいただきたい

と思います。

それから、一般的な全体を通してのことを1点、そして、提出された意見についてのお話をさせていただこうと思います。

まず、全体にわたることなのですが、こういうような制度に熱心な首長さん等がいるこの会議において、口幅ったいのですが、正直言わせていただきますと、私ども、自分の県ですが、県内のこども園が12園集まりましていろいろと話をした経緯がございます。ついこの間の話で、先週の話でございます。そのときに出ましたのが、やはり市町村によって大変この制度の進みぐあいといいますか、あるいはこの制度の内容についての無理解がまだまだ多いのです。例えば一時預かりについて、幼稚園型預かり保育のことなどが特にそうなのですが、この制度においては市町村に委ねられています。ですから、市町村が実施しなければできないというものが幾つかありまして、市町村は、やはり財政状況の中で、取り上げないということがままあるのですね。それこそ清原市長さんみたいな人ばかりだったらいいのですけれども、そうではないのですよ。

ですから、この市町村に委ねられた部分について、これは基本的にやるのだよというような事柄を発信していただけないと、市町村はやらないということがございまして、同じ都道府県の中でもそういった事情の違いが出てくるということを危惧するものでございます。そこにおいては、従来、我々認定こども園の団体としてはずっと言い続けている類のこととございまして、ぜひここでまたお願いしておきたいと思います。

最後のほうに、今回、意見が幾つか出ておりますが、まず、保育団体から出た移行特例に対する要望書に関してですが、私はこれを読みながらずっと考えていました。この中身についてはまことにそうだろうなと思います。例えば都市部において土地を確保するのが難しいというのは、そのとおりだと思います。私どもも同様なものを抱えています。そのときに、園庭をつぶして待機児童を解消してきた、努力をしてきたところもあるのだというようなお話があり、これも事実だと思います。

しかしながら、逆に、今後新制度に移行しようとしたところが、それでは園庭を今の間につぶして保育施設にしたらいいのではないかと逆に考えられることであります。また、私が強く幼保一体型において、これまで隣接地、一体地ということについて、道路1本ということ盛り込んでいただいたのは実はここにあるわけです。道路1本ぐらいは認めてほしいという意見をずっと申し上げてきて盛り込んでいただけたのは、要は、都市部において土地を得るのは大変難しいことでありますが、たまたま道路を隔てた向こう側に売却地が生ずることがあった場合に、そのチャンスを逃したくないということで、そういったことを配慮して主張してきたつもりでございます。

あのときに、幼保一体型のあり方といったものについてはどう考えていくのか、それから、幼保連携認定こども園、今回、認定こども園のうち、新制度において見直されるのは幼保連携型だけあります。他の3類型はそのまま残されました。であるならば、他の3類型の認定こども園では、この希望はかなわないのでしょうか。幼保連携型認定こども園については、

あくまで各委員さんのお話によれば、より高い質、より高い云々ということで、それが強調されてきました。これは一つの理想的な形の教育・保育施設ということで置かならば、その視点と、それから、現実的な問題として、いろいろなタイプから移行していくのをスムーズにしていくことも現実的な問題でありますので、そこをどう調和していくのかということについてずっと悩んでいましたが、このことについてはとても難しいことなので、慎重な審議をお願いしたいと思っております。

また、自由民主党の意見書から、3として、「幼稚園や保育所の公定価格と幼保連携型認定こども園の公定価格については、同じ教育・保育内容に対する公定価格に差を設けない。」ということが示されました。これは、この会議においてもこのような意見が出たことは記憶しておりますが、同じ教育・保育ということでもありますから、これについて異論はありません。しかしながら、基本的に幼保連携型認定こども園は、幼稚園や保育所と違うもの、求められているものは、より質の高い云々といったようなものを求められている以上、いろいろな意味で、幼保連携型認定こども園については、やはり「そちらの施設をみんな目指そうね」といったような誘導的な、政策的というか行政目的をかなえていくべきものへの誘導策は必要だと思うのです。そのときに、全てにおいて、では、幼も保も、それだけの単独施設でも、あるいは幼保連携型認定こども園でも同じですよというのはどうなんだろうという疑問を提示させていただきます。

ただ、もちろん政権与党の関係の先生方のお話ですから、これについてどうのこうのと言っているわけではございません。あくまで同じ教育・保育内容に対する公定価格に差を設けないということですから、これはいわば当たり前のことでありまして、先生方の指摘のとおりであろうと私も承知しておりますが、ぜひ新型幼保連携型認定こども園は、そのようなものを目指そうと言っている以上、この点については、より厳しいものも求められる点を外せないという意気込みで臨んでいくべきではないかと思えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは次は、古渡委員でよろしいですか。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表の古渡です。今回2点あります。

まず最初に、溜川委員からお話があったことは、すごく大事なことなので、今の話はその後にしたと思いますけれども、まず、89ページを見ていただきたいのですけれども、これは資料2ですね。連携施設への評価というより連携施設の観点なのだと思いますけれども、確かに小規模保育その他で今回、連携施設というものを設けていただきました。この連携施設における公定価格というのは、例えば受けるほう、送り出すほうではなくて受けるほうに関してはどうなのでしょう。例えば、幼保連携型認定こども園で地域型保育給付を受ける施設と連携した場合に、例えばメニューはどちらが考えるのでしょうか。地域型保育給付の方たちのメニューで考えるのでしょうか、それとも、例えば連携する施設のほうで考えるのでしょうか。この場合、もしかすると、連携するほうの施設とどういう連携をするかというのが本

当の話だと思うのですけれども、それが、例えば合同保育をやりますよとか、研修をやりますよとか、園庭開放も、いろいろあるのかもしれないけれども、どういうふうにお互いが連携していくのかというのが本当の話なので、そうすると、地域型保育給付施設だけの連携施設の評価ではなくて、実は受けるほうの評価も必要なのではないかと思います。とりあえずこれが1点です。

先ほど溜川委員からもありましたように、全国認定こども園協会としまして、実はこれを見つと見ていて、「うーん？」と首を傾げていたのが本当の話です。特に、例えば先ほど長田参事官からありましたように、公定価格についての意見書の3番目です。そのほかは非常に、「ああ、そうだよね」という部分がたくさんあるのですが、ここで、「幼稚園や保育所の公定価格と幼保連携型認定こども園」となっているのですが、現行法の認定こども園で話なのか、皆さんで基準を上げた、しっかりとした方向性を持っていきましょうよという幼保連携型認定こども園の話なのか、これは多分非常に大事な問題なので、ぜひ慎重にお願いしたいと思っております。

あと、保育団体からありましたように、こども園なのですから、先ほど溜川委員からありましたように、幼保連携型でなければいけないのかという問題もあるのだと思うのですけれども、保育所型もありますし地方裁量型もあります。確かに新しい法律の中でこの新幼保連携型認定こども園の制度は生まれました。でも、これは皆さんの意見の中で、やはりこれからの日本の子どもたちのためにこういう施設が必要だよねという観点で話し合われてここまで決まっていたような記憶がございます。そういう意味では、いつも思うのは、ある意味では基準の差はあるのだろうと思うのです。もちろん内容の、保育内容とか保育所、幼稚園の内容と一緒にというのは一理ありますけれども、基準としての差は出始めていると思いますので、その意味では、皆さんで決めた以上の観点で考えれば、団体としての自己矛盾を起ささないでほしいなとは思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いいたします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会、北條でございます。

まず、あの痛ましい事件についてであります。今の仕組みの中で、あのお母さんが非常に不確かなベビーシッターを頼まざるを得なくてこういう結果になったと伝えられております。私どもは、子ども・子育て新制度についてここで議論しております。であるとすれば、あのようなことが子ども・子育て新制度については起こらないで済むのだということを示していかなければいけないのではないかと思います。

後ほど保育課長さんから御説明があるようですが、2人のお子さんがいらっしやっして、お兄ちゃんのほうがお亡くなりになったわけですが、あの2人のお子さんというのは、2号認定とか、3号認定とかということでは、そういう認定は取れるお子さんなのでしょうか。いろいろな報道を聞いている限りでは、なかなかその認定を取るのが難しいのではない

かと感じておりますが、このようなことを新しい制度の中でどうカバーしていくのかということをご教示いただきたいと思います。

それから、3月12日の会合におきまして、長田参事官からお話をいただきました。3歳未満の家庭で養育を受けているお子さんに対する支援の追加はやらないと。それから、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、あるいは推進していくための議論は他でやるのでここではやらないということでありました。このことにつきましては、今までの議論のあり方からいって、失礼でありますがお承しがたいものであります。それはそれとして、そういうことであるならば、少なくとも7,000億円という巨額の公費が投入されていくわけですが、机上資料の「子ども・子育て関連3法について」、4月の資料でありますけれども、その6ページのところに、子ども・子育て家庭の状況及び事業として4種類に子どもを分けているわけでありまして、左から1号子ども、2号子ども、3号子どもで、4号子どもというのではないわけでありまして。

従来から、満3歳未満の子どもを持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭、ここに対する支援が非常に弱いということを申し上げておりました。前政権下での支援システムの議論の中でも、村木さんが、これはしっかりやるのだとおっしゃった点であります。政権が変わったわけですから、その言葉というのは前提ではないというのは、それはそのとおりであろうと思いますが、しっかりやっていくという方向性は持っていただかなければ困ると思います。

そこでですけれども、この7,000億円を平均的にもう財源の割り振りがかなり出ているわけですから、平均すれば1人当たり、1号のお子さんは幾ら行くのか、2号のお子さんは幾ら行くのか、3号のお子さんは幾らなのか、それから、4号というのではないのですけれども、3歳未満の家庭で養育を受けている子どもに対するものは幾らなのか、これは示せるはずで、私は、それを示した場合、この最後のお子さんに対する支援が極端に低いのは間違いないと思います。そうでなくて、ここが1号、2号、3号のお子さんそれぞれに平等である、かつり平等であるというのは不可能ですよ。でも、まあまあいい線行っているということであるならば、先ほど来議論になっております配偶者控除の廃止も、私は結構だと思います。でも、そうでなかったら、これは、いわゆる専業主婦の御家庭が、ばかにするなという話であります。

逆に言えば、扶養控除の問題をどう扱うのか。扶養控除は、今度は、幼稚園なり、保育所なり、認定こども園なりを利用して、多額の公費を受けている方については、扶養控除は割り引かないと話が合わなくなるのです。しかし、そんな議論をここでやったらぐちゃぐちゃになってしまうわけですから、そんなことを今やることはできない、これはそのとおりだと思います。しかし、子ども・子育て会議においては、やはりこの今ある不平等というものは何とか改善する方向で、すぐにはできないでしょう。しかし、改善していくのだという姿勢を何とか示していただきたいと思います。

それから、ワーク・ライフ・バランスについては、新制度がスタートする時点がいつか確定はしていないわけですが、そのときに、ここでは議論はしないけれども、その段階で基本

制度ラインを実現すると言ったわけですね。それから、その後も、ワーク・ライフ・バランスを推進すると言ったわけです。それは、これも前政権下でのことです。この会議に丸ごと続いているわけではないけれども、しかし、そのことは一度も否定されていないわけですから、少なくともスタート時に具体的に何が実現する見通しなのかということは言っていたかかないと、これはおかしいですよ。ぜひお願いしたいと思います。

それから、資料2の17ページあたりから、公定価格と保育必要量の話が20ページあたりまでずっと続いているわけです。ここでちょっと伺いたいのでありますが、例えば幼稚園で平均的に6時間の保育を行う場合に、標準教育時間というのは何時間なのか、多分4時間だと思うのです。だったら4時間だと言っていたらいい。そして、残りの2時間は何なのか。私は、保育必要量の2時間だと思いますけれども、そうではないのだったら何なのかを教えてください。それから、預かり保育を幼稚園で受けていれば、通常8時間の保育を受けております。標準教育時間が何時間なのか、保育必要量が何時間なのか教えてください。と思います。

あわせて、今度は保育所のお子さんで、標準保育時間、それから短時間というものがあるわけであり。週40時間労働であるならば、保育必要量というのは11時間と認定されるのでしょうか。それから、週10時間労働、これは4分の1の労働時間ということになりますけれども、10時間労働であるならば保育必要量は8時間と認定されるのでしょうか。ここを明確に教えてください。と思います。

それから、57ページから59ページにかけて給食の問題が出ております。幼稚園も保育所も、また認定こども園も、ともに同じ施設型給付に移行する場合、公定価格上の取り扱いが異なるのはなぜなのかということも明確に御説明いただきたい。この子ども・子育て会議の議論では、幼稚園、保育所、認定こども園で給食の取扱いは共通にすべきだというのが議論の大勢であったと思います。しかし、ここに示されているものは共通ではありません。

また、例えば食材を実費徴収するというのを全体で共通にするのは、私は賛成であります。それでいいと思います。しかし、そこに副食だ、主食だとか、そんな区別が何で入ってくるのですかね。これはおかしいと思います。食事を提供する義務は、保護者、家庭にまずあるわけですので、食材を実費徴収するのであれば、これは主食だろうが副食であろうが実費徴収の対象だと整理し直していただきたい。と思います。

次に、103ページから109ページあたりのところに利用者負担というものが出てまいります。公定価格につきまして、前回、副大臣より、同じ地域、同じ規模であるならば、同じ施設であるならば公定価格は同額だという明確なお言葉をいただき、本当にうれしく思いました。そこで、前回もお尋ねしたわけですが、であるならば、常識的には、公立と私立の同じ規模の同じ地域の施設の利用者負担額は、当然同額になるのが筋だ、それが基本だと思いますが、その点が従来、大変曖昧になっております。今日は、そろそろ取りまとめということも伺っておりますので、はっきりと同額なのだとおっしゃっていただきたい。と思います。

さらに、ちょっとこれはそのことと直接関係ないのですが、私ども私立幼稚園は、かつて公正取引委員会から独禁法に絡んで指導を受けた地域が実はございます。要するに、ここで今議論されている利用者負担額に当たるものですね、これが特定の地域において、私立の施設で同額にするというのは独禁法に当たるのだというのが、当時の公正取引委員会の見解でありました。今回は当然そこら辺のことがわかった上での法律での措置だと思いますので、そのようなことはないということを確認させていただきたいと思います。

次に、資料3-1、2ページ、3ページ、5ページのところに外部監査の規定が書かれています。これは、2ページが幼稚園、3ページが保育所、5ページが認定こども園、全て同じ施設型給付であります。すなわち私学助成ではないわけでありまして。であるとすれば、そもそも外部監査というのは義務づけられてはおらないわけです。この3施設とも全て。しかしながら、ここでは加算ということでありましてけれども、幼稚園と認定こども園だけに第三者の外部監査についての規定がある、これはおかしいのではないのでしょうか。

これまた前政権下での議論からでありますけれども、早くからこの点を私は指摘してまいりました。外部監査がないのはおかしいということ。そのとき、お名前はちょっと失念いたしました。小宮山洋子先生の隣に座っていらした厚生労働省のお役人の方が、監査をするということで検討すると明確におっしゃったのです。それがそうなおらないのはどうしてなのかということを知りたいと思います。

最後に、資料4、就学前教育・保育の状況ということでお示しいただきましてありがとうございます。御面倒をおかけしました。ただ、私が伺いたかったのは、公費の対象として11時間以上の保育を権利として認めている国はこの中のどこなのですかということを知りたいので、そういう意味では、せっかく御苦勞をおかけしましたけれども、次回で結構ですから、改めてお教えいただきたいと存じます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、お願いいたします。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下です。

まず、ベビーシッターの件ですが、非常に悲しい事件で、私たち幼児教育にかかわる者にとりましても、こんなことがあっていいのかと本当に何か暗い気持ちになりました。私どもは今、全ての子どもたちの幸せのためにどうあるべきかということを考えて、この会議を進めているわけでございます。ベビーシッターについての規則とか、今後痛ましい事件が起きないように施策をどこかに入れていただけるとありがたいと思っています。

次に、資料1の6ページですが、0.7兆円の中に含まれていない事項であります低所得者世帯の保育料負担軽減についてです。対象者の範囲などについては、今後の検討課題となっておりますけれども、消費税が増税される中で、若い子育て世代を含む低所得者を中心として、教育・保育の経済的負担を軽減することはとても大切なことだと思っています。引き続き予算獲得に向けて経費負担軽減の拡大の実現に御尽力いただきたいと思います。

次に、先ほど北條委員からもお話がありました利用者負担のことですけれども、今、現実に私立幼稚園と公立幼稚園の保育料の差は1万何千円という大きな差がございます。この新しい施設になりました場合、利用者負担はやはり同等でなければいけないのではないかと考えています。この点は、市町村が決めることだと思いますが、公立、私立の利用者は負担が同額であるべきことを、ぜひ市町村に徹底していただきたいと思っています。

それから、公定価格、利用者負担のところ、1号認定子どもの施設型給付については、国統一費用部分と地方単独費用部分とで構成されているいわゆる2階建て構成になっておりますけれども、ここで議論されている公定価格は、地方単独費用である2階の部分も含めたものであることを確認したいと思っています。その上で、1号認定子どもの給付額が、市町村において国の定める価格どおり確実に措置されるような仕組みと運用の確保をお願いしたいと思っています。

最後に、ここで私どもが協議をし決定されたさまざまな事柄が、地方自治体の行政関係者に漏れなく、かつ正確に伝達され、的確に運用されるよう重ねてお願いいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

山口委員、お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。私からは2点質問がございます。

まず、1点目でございますが、保育士の処遇改善のところで、2月24日に社会福祉法人の退職金共済制度について質問させていただきました。そのときに御回答いただけると思ったのですが、私の質問の仕方が悪かったようで飛ばされたようですので、再度これを質問させていただきます。

同じ認可施設に勤める保育士が、その所属する経営主体によってこの制度が使えないというのは、これは明らかに差別だと思います。例えば運営主体の固有の特性に基づいて法人に支給される補助金等に差があるというのであればまだ理解はできるのですが、この退職金共済制度に関しましては、保育士に直接支給される制度であるわけですので、そこに差別をする合理的根拠が存在するとは思えません。現場で一生懸命働く保育士に差はございません。この差別を見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。つまり、社会福祉法人等以外で働く保育士にも使えるようにすべきだと思いますが、もし仮にそれができないのであれば、せめてそういった差別はなくすべきだと考えております。

まず1点目の質問は、これを見直すと考えられるか否かについてお答えいただきたいと思っています。もしノーであれば、その合理的な理由をお聞かせいただきたいと思っています。このときに、先般、同時に私から、これのほかに差別的なものがあるのかというような質問をさせていただいたところ、橋本課長からは、承知していないとあっさりとお答えいただいたのですが、先ほど北條委員が、OECDの加盟国の就業前教育・保育の状況の質問を以前されて、それについてはすごく細かく丁寧に回答されているところを見ますと、ちょっと寂しいなとい

う気がしておりますので、できれば調べて御回答いただきたいと思います。これが1点目でございます。

次に、2点目でございますが、前回、駒崎委員からも御指摘がございました保育士試験の改善についてということでございます。1年前に私も参加させていただいておりました規制改革会議でも、同じこの試験のことについて要望書を出させていただきました。つまりそれは、試験の回数を現状の1回から2回にさせていただきたい、それから、科目の有効期限を3年から5年程度に延ばさせていただきたい、そういった要望書を出させていただいて、その回答期限が多分今月末だとは思いますが、それから1年たちましたが、この保育士不足の景色というのは随分がらっと変わってまいりました。こういったことから緊急性があるので、これについても再度質問させていただきたいと思うのですが、昨年、安倍総理は、この新法を待たずに待機児童の解消を前倒しでやるのだといった方針を出され、また、それに向けて厚生労働省を初め、政府のほうはいろいろなものに取り組んでいただいております。また、新制度をにらみ、首都圏を含む地方都市部の自治体でも懸命に待機児童の解消に取り組んでいらっしゃる状況でございます。

そういった中で、この新制度の実行を担保するのは、言うまでもなく保育士の確保が大前提になっておるわけです。つまり量的拡大をしようと思っても職員が必要です。また、処遇改善をしようと思っても、例えば先ほどの3歳児の20：1から15：1に変えるというのも、これも職員の数が不足している中では実行することはできません。こういった現状の中、私は再三にわたり、現場でいかに保育士が不足しているか、この深刻な問題についてお話をさせていただいてきたつもりでございますが、残念ながら、各機関、努力はされていると思いますが、抜本的かつ有効な対策というのはいまだに見られる状況ではございません。

そのような中で、前回、橋本課長より、この問題について御回答がございました。つまり回数を増やすとコストアップが生じて受験者数が減るといった御回答で、聞きようによると大変ネガティブなものだと承知しております。しかし、前倒しをして、つまり国家試験を年2回に増やせば、少なくとも短期的には合格者が増加するのは間違いございません。我々の会社にも、社会に役立ちたい、今の待機児童の問題は大変深刻だから私もお手伝いしたい、そういったつもりで国家試験を受けて、やっと通りました。2年かかりました、3年かかりました、そういった人がたくさん来られます。それから、学生さんでも、あと1科目なんです、あと2科目なんです、そういった人も常に20人程度は私どもで雇用しております。そういった人が、年2回になることによって早急に資格が取れるというのは、この待機児童解消の前倒しにとって大変有効なものだと考えております。

特に、保育以外の定職についている方は養成校にはなかなか行けません。やはり国家試験に頼るしかないわけです。こういった方たちが、いかに早く資格を取得できるようにするかというのは、これも喫緊の課題だと私は思っております。

また、橋本課長がおっしゃったように、コストアップすれば、これが検定料のアップにつながって、それが受験者数を減らすのだとおっしゃいました。私はそういうふうにお

りませんが、百歩譲って、仮にそういうことがあるのであれば、その程度の検定料の補助を今回の予算の中からしていただきたい。それがそんなに大きな予算がかかることなのでしょうか。もしかかるとおっしゃるのであれば、具体的にどのぐらい国が補助しないといけないのか、それをお伺いしたいと思っております。

そういった中で、まず、質問の1ですが、前倒しで待機児童を解消する、このためには、前倒しで保育士増が必要であると私は思っておるわけですが、この認識は間違いございませんでしょうか。これが1番目です。

2番目が、少しでも効果が期待できる2回試験をやるということに対して、こういった否定的な考えをお持ちなのかというのが2番目でございます。

3番目が、先ほど申し上げました試験がコストアップするというのであれば、国に何らかの補助が出せるのか出せないのか、そういったことについてお答えいただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、これは本会議での議題ではないかもしれませんが、何人かの委員の方が発言されておられます。そしてまた、こちらに岡田副大臣がいらっしゃいますので、ぜひこれをお願いしたいと思います。現場で働いている職員の中にはパート職員もたくさんいらっしゃいます。その多くの方がこの配偶者控除の問題、それから、第3号被保険者制度の問題、こういった事情で、20時間程度で働くのをやめていらっしゃいます。このために、本当はもっと働けるのだけれども、働いていただけるということは、つまり保育士としての時間数としてカウントできるのですが、しかし、私は悪弊だと思っておりますが、こういった制度が残っているために、なかなかその部分が進みません。これは、政府内部で、今もう既に総理が検討をするというようなことをおっしゃっておられましたが、ぜひ早急に前に進めていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員

まず、ベビーシッターの事件の件ですが、僕自身も今シングルという立場でもあります。現在、幸いにして昼間働ける仕事をしておりますが、いつこのような状態でなくなる可能性もあるわけです。そうなった場合、そういったベビーシッターを利用しなければいけないという状況にもなってしまう可能性も十分あります。それを考えると、しっかりとこの新制度によって、そういう犠牲となる子どもがいなくなるように切に願いますし、そこをしっかりと対策をとっていただければと思います。

自民党がまとめた「公定価格についての意見」の中で、1、2において、1兆円超程度の財源確保についての強い決意が感じられたところです。それで、実際具体的に財源確保を実行するためにどこから財源を持っていくかということになるわけです。どこからその財源を確保するかについては、この会議の本来の趣旨からはずれているかもしれませんが、現時点

で確保されているとされる7,000億円についての議論が現在されているところですが、結果、1兆円超の議論をした上で、しかし、「財源は確保できませんでした」という机上の空論の話をするわけにもいかないのです、しっかりと対処していただければと思います。

それから、何人かの委員の方がおっしゃいましたが、配偶者控除についての提案がありました。これについては基本的に賛同いたします。前回、僕自身も発言しましたが、見直しによる財源が在宅家庭の対策を中心にした振り分けであるならば、国民自身が納得するのではないかと思いますし、その分を例えば現金給付という形で給付するよりも、目に見える形で、例えば施設にきちんと給付する形で予算配分をできれば、在宅家庭に対してもきちんとケアできるのではないかと思います。その議論の前提として、社会保障と税の一体改革ということで、この議論が国民的な関心をもっと高めていくことが重要であると思います。特に、内閣府及び財務省には、その説明をする責務があると思いますので、そこを強く要望いたします。子育て世代を代表する立場としてこの会議に出ているわけですが、まだまだその説明が足りないと思いますし、また、関心がまだまだ低いのかなと思います。先ほども言いましたが、僕自身も子ども3人を抱えるシングルという状況ですが、配偶者控除の話をするならば、僕は、配偶者控除されていた妻がいなくなったわけですが、そうなると逆に税金が上がってしまうという珍現象が起きたわけです。しかも残業ができない、収入も減るという状況の中で、これは大きな痛手なわけですね。やはりそう考えると、この制度が抱える矛盾というものを僕自身非常に感じてきました。

そこで、意見についての8においても、低所得者世帯への保育料負担軽減について言及しておりますが、7,000億円の段階では、これは資料1の6ページに「低所得世帯の負担軽減を拡充」ということが盛り込まれていますが、現在は白表示になっております。しっかりと実現するように、早急な財源確保を政府・与党に対しては強く求めるところであります。

具体的なところで、資料2についてなのですが、18ページや43、44、61、81ページというところで、非常勤雇用の部分を加算するなどの措置がとられております。あと、栄養士については嘱託分について加算するなどの提案がされているところです。7,000億円しか確保できていないという状態がずっと続いてしまうということは、場合によっては非常勤雇用という不安定雇用を逆に増やして、それを常態化してしまうことにもなりかねないということにもなりますので、そこはしっかりと1兆円超を確保していくことが重要ではないかと思えます。

さらに、それに関連して51ページのキャリアアップ、給与改善についてですが、3%ということで上げておりますが、現在既に2.85%上がっているわけで、実質0.15%上がるという状況にすぎないわけです。消費税がこの4月より8%に上がるわけですが、政府の要請として、現在、特に大企業に対して賃上げの要請がされております。軒並み、実質給与が上がるという大企業の方々にとっては恵まれた状況ですが、それをいかに中小企業に届かせるかということなわけです。特に保育業界はもっと小規模でやっているところのほうが多いと思いますので、やはり実質0.15%というのは低過ぎるのではないかと思います。これ以上

やめていく職員の方々が出ないように対処すべきかと思ひます。

最後に、59 ページの給食についてです。特に低所得世帯については、実質的な保育料がプラスにならないようにしていただきたいと思ひます。保育料徴収が変わらなければ、僕はどのパターンでもいいかと思ひます。今、僕自身の息子が通っている保育所の例だと、主食費として3歳児は月々1,000円払うという仕組みになっておりますが、別に盛り込んでしまえばいいかなと思ひますが、自治体の事情もあつたりすると思ひます。ただ、やはり実質的に負担が変わらなければいいのではないかと思ひますが、逆に、給食費としてどれだけかかっているということを利用者にしっかりわかちいただくのも大事だと思ひますので、そういった見える化が、利用者に伝えていくことができればいいのかなと思ひます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。これまでちょっと出ていない側面から1つの御質問と3つの意見を述べさせていただきたいと思ひます。

まず第1は、数人の委員が触れていらっしゃる資料2の81ページの子育て支援に関する加算の件で1つ御質問させていただきたいと思ひます。ここにあるものは、いわば子育て支援は主として教育・保育施設を利用していない子育て家庭に対する支援に対する加算という形になるかと思ひます。一方、保育所では、平成20年の保育所保育指針、大臣の告示ですが、これによって、保育所に子どもを通わせている保護者に対する子育て支援が義務化されて、その手法である保育相談支援あるいは相談援助、家庭支援、こうしたものが保育士養成課程の中に取り入れられて、本格的に保護者も含めて支援をしていこうということが始まつたわけです。

実際、保育所では、家庭養育基盤の弱い家庭の子ども、あるいは特別な配慮を必要とする子どもが増加してきていると言われておりまして、保護者支援のために多大なエネルギーを使っているという現状にあります。今後ますますこうした事態は拡大していくことが予想されるわけです。

数年前に、私は政府の依頼を受けて、そしてシンクタンクがつくつた研究会で保育士のタイムスタディ調査を実施いたしました。その結果も出ておりますけれども、その中でも、保育士が保護者支援を行う時間、連絡帳の記載ですとか、あるいは送迎時の対応等々かなりの時間を使っているといったことも出されてきております。こうした業務に対する公定価格上の評価というのはどう考えたらいいのか。保育の公定価格上の11時間分の職員を3時間分の非常勤職員を配置するとか、いわば質をアップさせるようなことは言われておりますけれども、この公定価格上の評価というのは、どこにそれを求めるべきなのか。新たにそれを追加していただくことを要望すべきなのか、あるいは既に今回つけたと考えたらいいのか、そこをちょっと教えていただきたいと思ひます。これが第1点目で、これは質問ということなんです。

あとは意見にわたりますが、同じく81ページですが、地域の子育て支援あるいは療育支援のために、地域関係機関との連携や相談対応を行うというのは、今回それは主任がやる、主

幹保育教員がやるということで、その代替職員の費用を見ているわけでありますけれども、本来こうした業務というのはソーシャルワーカーの業務であって、そうそうトレーニングを受けていない保育士や幼稚園教諭、つまり主幹保育教諭等がすぐにできるというわけではありません。そういうことを考えますと、今回はこういう形でやるということでしょうが、本来的にはソーシャルワーカーを配置すべきだと思います。そうしていかないと、保育士に多大な業務が、いろいろな業務が付加されることによってアイデンティティーの混乱を招くということが指摘できるかと思います。今後は、他の社会福祉専門施設では、社会的養護関係の施設ではソーシャルワーカーを配置する、家庭支援専門相談員などはソーシャルワーカーとして配置しているわけでありますので、そういう意味では社会福祉士の配置も念頭に置いていただきたいというのが1点目です。

それから、2点目は、51ページ、これも多くの委員の方が触れていらっしゃると思いますが、勤続年数の通算対象事業として、ちょっと私は全てをつまびらかに把握しているわけではないのですが、児童発達支援事業とか、あるいは放課後等デイサービスなどの障害児支援の関係の施設、施設ではなくて事業ですね。施設は入っておりますけれども、事業で日々保育を行っている方、この方々については、やはり障害児通所支援事業については通算の対象にすべきではないだろうかと思えます。もう既に入っているようでしたら、済みません、私の不勉強ということで御容赦いただきたいと思えます。

それから、4点目ですが、これは資料2の68ページの第三者評価についてであります。第三者評価については、5年に1度の受審を目指すということで、私は、これはとてもよいことだと思っております。この機会にぜひ受審率目標をそれぞれ設定していくようなこともあわせて御検討いただければと思えます。受審率の目標を定めてそれを実現していくためには、評価の実施体制を非常に強化していくことがとても必要になるかと思えます。まず、幼保連携型認定こども園などについては、第三者評価基準の策定から始めなければなりません。また、評価調査者を養成したり、評価機関の認証なども行っていかなければなりません。そのための研修等々が多大な業務になってまいります。今、特に保育サービスについては、この第三者評価の受審が非常に低いということもあって、ノウハウの蓄積も行われてはおりません。また、評価機関がこの分野から撤退していつています。前に申し上げましたように、平成17年度から第三者評価が本格的に始まっておりますが、この間、評価機関の数は6割にまで減少してきています。それを飛躍的に増やしていかなければならないということですので、ここは特段の強化が必要ではないかと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員、お願いいたします。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。ベビーシッターの事件に関して一言申したいと思えます。

厚生労働省から「利用するときの留意点」ということで速やかな御対応をいただいたと思

います。今回の件についてはいろいろと類推することはできませんけれども、例えば、私も病院に勤めておりまして、同じ助産師仲間が、夫も夜間の仕事をしていて、妻も夜勤に出るといふときに、就学以前のお嬢さん2人を置いて夜勤に出てきたということがありました。はらはらしながらだったのですけれども、すぐ帰っていただきたいと思いつながら仕事をしていただくということがあったと思います。

今回の件につきましても、「まずは情報収集を」と書いてございますけれども、「市町村に相談しましょう。」と結ばれていますけれども、では、どこに相談したらいいかということがやはりわからないのではないかと思います。例えば、我々は、私は港区民ですけれども、区報だよりというのですか、そういったものにアクセスできるわけですけれども、それは新聞に挟まれていたり、それから、行政の場に置いてあったりということがあります。そういう意味では誰もがアクセスできるというものではないと思います。

また、これはいろいろなことは言えないのですけれども、情報をとる場合に、やはり手順が簡単で、情報にアクセスしやすいというのが、一般市民の心をつかみ、その手順に至ると思います。もしかしたら、この方は今、ひとり親と私は今日初めて知りましたけれども、例えば負い目というものが何かあったとするといろいろなことも影響しているかと思つきます。そういったときに、情報収集をと言っても、どこに行けばいいんだらうかというものがわからない、そして手軽な情報にアクセスするということにどうしても傾きがちななと思つきます。現在、子育て・女性健康支援センターというものが都道府県にありますけれども、その電話番号を一本化するなど具体的な相談窓口を示しているようではありますけれども、もう少しその辺のところの情報を出していただくというか、皆さんにわかるようにしていただくことも一つあるかと思つきます。

もう一点は、今回、我々は幼保といったものについて話し合っているわけですけれども、いろいろな人を想定しなければならないと思つきます。駒崎委員も出されているいろいろな夜勤の状況等に対応していただくことも大事だと思いますけれども、本当に必要な人に手が差し伸べられているのかと思つきますと、例えば切れ目ない支援と言つたときに、出産から幼保につながるまでの間が非常に大事になってくると思つきます。たびたびこの会議でも申し上げておりますけれども、地域子ども・子育て支援事業の中の乳児全戸訪問事業、それから養育支援訪問事業、そういったもので実際に助産師等が訪問するわけですので、そこで何かわかる情報もあるかもしれない。そういったところと幼保の関係というのが何か途切れているような気がします。

養育支援訪問事業については、全国では60%台の実施率です。そういったことを考えますと、母子に関する施策というのは市町村が主体になっておりまして、よいところ、悪いところがあると思つきますけれども、そこに差異がないように、あるいは国民が見たときに、では、市町村でそれぞれ対応が違うから、どこに相談に行ったらいいのだらうかというのがわからないということがないように横通しを図ることが、厚生労働省等に課せられたことなのかと思つきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、井奥代理人、お願いします。

○井奥代理人 全国知事会でございます。

資料1についてでございますけれども、新制度のスタートに当たりまして、財源確保の面で量的拡充と質の改善のバランスをいかにとるのかといった問題につきましては、全国知事会の中でも、都市部と地方の間でそれぞれ置かれた状況に大きな違いがありまして、どちらかに比重をかけ過ぎるようなこととなりますと、新制度自体が利用者間で定着しにくいといった面も生じてくるのではないかと危惧しております。量の拡充を図ったものの、質の改善が追いつかないということになりますと、痛ましい事件も発生しておりますように、ケースによっては、子どもたちの命に危険が及ぶ事態も招きかねません。子どもたちの命の安全・安心と密接に関連する経費につきましては、量の拡充とセットの車の両輪として必ず対応する必要があるものと考えております。

また、乳幼児期につきましては、子どもの人格形成の基礎が培われる重要な時期でもあり、教育の面からも質の確保は欠かせません。このため、新制度におきましては、3歳児のみならず、1歳児並びに4・5歳児に対する職員の配置基準の改善や職員の研修体制の充実に要する経費などにつきまして、女性の社会進出の促進を図る上からも、もう一段の御配慮をいただけますよう改めてお願いしておきます。

また、現在の7,000億円につきましては、10%の増税を前提にしておりまして、現時点ではまだ不透明な状況にあります。こうした中、先ほど来出ておりますように、政府におかれましては、女性の社会進出をにらんだ税制改正の議論も始まっております。今後の財源確保に当たりましては、こういったことも含めた幅広い視点からの検討が必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

まずは、自民党から出されました「公定価格についての意見」ですけれども、一番最後のところではありますけれども、9番で「地域子ども・子育て支援事業や社会的養護について、質の改善を図り、職員の研修を含め更なる充実を図ること。」ということで入れていただいております。しかしながら、実は地域子ども・子育て支援事業に関しての職員の研修については、今回の0.7兆円のところではなかなか入れることができませんでした。次のステップでは、研修の部分が位置づけられるといいなと思っております。

さて、今回のベビーシッターの件については、皆さんがもう随分御意見を出してくださっているのですけれども、横浜市でも、昨年8月にニーズ調査をしたときに、「就労以外の目的でこの1年間に保護者が用事で、お子さんを泊まりがけで家族以外に預けなければならな

かったことがありましたか」という質問をしているのですね。そうしますと、3万人以上の調査ですけれども、就学前のお子さんがある御家族ですけれども、15.7%、4,916人がこの1年間にあったということをおっしゃっています。その中で85%が「親族や知人に預けた」ということ、そして17.8%が、「仕方なく子どもを同行させた」と、内容にもよるのでしょうけれども、それから、「ショートステイ等ベビーシッターを使った」というのが1%ですから490人ぐらいと数としては出てきているのですけれども、そういう意味では、先ほど駒崎委員からも情報提供がありましたけれども、横浜市も24時間預かれるというのが2カ所なのでですね。そうすると、やはり身近にないという、そういう制度があることを知らないというようなこともあるかと思えます。また、この知人、親族に預けた85%の方のうち半数が、「預けるのに困難を感じた」「非常に困難であった」「どちらかというとなかなか困難であった」と答えている方が48%なのでですね。ですので、預けたけれども、半分の方は預けるのに非常に困難を感じて預けていらっしゃるということですので、そういった実態も踏まえて、1つは、地域の中に量的にショートステイ等を増やしていく必要があるということが言えるかと思えます。

一方では、何人かの方が、先ほど高橋委員も御指摘いただきましたけれども、地域の中に24時間というのはなかなか厳しいのですけれども、ファミリー・サポート・センター事業ですとか、一時預かり事業ですとか、今、葛西委員からも御指摘がありました訪問等の事業がございます。こういった事業についてのさらなる拡充、行政が持っている支援サービスのさらなる拡充、啓発、こういったこともあわせてしていかなければいけないのではないかと思っています。

今回の新制度のところ、第1弾のところは、就学前の幼児教育・保育の充実といったところは十分承知しているつもりです。ですけれども、やはりこのような事件がありますと、産前産後から切れ目のない、今皆さんがおっしゃったとおり、その部分をあわせてやっていかないと、全ての子育て家庭の幸せというものがなかなか実現できないと思っているところです。その点をどうぞよろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、稲見委員でよろしいですかね。お願いします。

○稲見委員 全国病児保育協議会会長の稲見でございます。病児保育について、ちょっとお話しさせていただきます。

病児保育というのは、地域子ども・子育て支援事業でありまして、あくまでも市町村が努力をしてするというものなので、その市町村による差が大変大きいのですね。市町村で、国とは別に独自に補助を出しているところもあれば、ある市町村では、全く無関心、無理解な市町村もあるわけで、その格差というのは大分強くあります。

例えば、私のところは今、時期柄インフルエンザが大変で、私のところは10名の定員なのですけれども、10名全員インフルエンザ、全員が隔離扱いということでインフルエンザが入っていました。ところが隣の区では、医療機関に併設されているのに、その区は、「いや、

うちは病後児保育なのでインフルエンザは預かりません」と。その区の施設長の先生が、インフルエンザを預かったら、その区の保育課から大変怒られたというばかな話があって、では、その区は、今どき何の病気を預かっているのだろうか大変不思議な感じがします。

これは市町村事業なので、国の病児保育事業実施要綱というものはあるのですが、もう少し何か強制力があるというか、どこの市町村でも平均的なものができるようなガイドラインをつくり、それをまた守るように市町村に指導していただきたいと思っています。

それからもう一つ、病児保育室というのは、利用率になかなか問題がありまして、低いということ。ただ、今、市町村で相互乗り入れが大変厳しいのですね。それで、隣の区でいっぱい、隣の区の人が私のところに来て私も預かれないわけですね。預かるといっても、自費で1時間1,000円とか1,500円いただいて預からなくてはいけないということで、それは各市町村で多分制度が違うからだと思うのですが、これも何とか相互乗り入れをしていただければ、もっともっと病児保育施設が有効的に利用できるのではないかと思います。これも国、市町村の指導をお願いしたいと思います。

それから、研修に対することですが、代替職員費用ばかりでなく、研修費そのものについて補助が出るということは大変ありがたいことだと思います。ぜひこれは実施していただきたいと思っています。

それから、公定価格上の評価、キャリアアップについてですが、病児保育施設で働いている保育士というのは、病気や感染症について大変高い知識を持っています。ですから、ぜひその病児保育施設も加算対象にしていただきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、荒木委員、お願いします。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。

今回までに合同会議が30回以上の回を積み重ねられて、そして、皆さんの御意見がまとまってきた形になってきて、今回、「公定価格の骨格(全体イメージ)」というものが出されたところでは、大変わかりやすくまとめられたと感謝申し上げます。また、1兆円超の財源を確保した場合の方向性も出されているということで心強いかと思っています。

今回、ベビーシッターのつらい事件のことで、この事件を教訓とするということは皆さんが共通の思いだかと思っています。先ほど自治体としての三鷹市の現状などもお話がありましたし、私どもの区立幼稚園などは、地域のセンター的な役割という意味で、本当に身近なところで子育て支援というものをしています。先週も、幼稚園は修了式が終わりまして、今、春休み中なのですが、今日の午前中なども、園庭開放ということで、親子が集まってきて、それぞれ時間を有効に使っているというような状況もあります。子育て支援といったときにも、さまざまな捉え方があるなと思います。それぞれの地域の中でできることの情報を共有して、連携をうまくとりながらネットワークづくりをしていくことが必要なのではないかと、今までのお話の中で感じていたところです。

柏女委員が、子育て支援の捉え方として、保育士の方たちは日々、毎日保護者の相談をしているというようなことの捉え方をなさっていました。また、私どもの立場で言えば、研修と言ったときには、日常的に園内での園内研究であったり、区内の幼稚園同士の研究会であったり、都内の研究会、全国の研究会というような形で、小学校の先生たちと同じように、研究・研修というものを進めている体制が日常的にあります。本当に、今お隣の先生もおっしゃったように、専門性、得意分野というものがそれぞれあって、それが全て子どものためにあるということが、この会議の子どもの最善の利益というような基本指針に書かれていることの視点を常に持ちながら、それぞれの得意分野が生かされて、保護者がうまく利用でき、安心して預けられる、安心してそこを利用したいということ、また、子どもが喜んでそこに通える施設であるというような状況をこのまとめの時期になってきた中で、もう一度しっかりその基本理念ということを押さえていただけたらありがたいと思います。

具体的な数字のところでは、本当に皆さんの意見が組み込まれてわかりやすい全体のイメージができ上がってきたと私は感じています。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、大日向委員、お願いします。

○大日向部会長代理 ありがとうございます。いわゆるベビーシッターマッチングサイトに関する事件のことですが、もう既に何人の方が発言されていらっしゃると思いますので、時間の無い中、恐縮ですが、再発防止という観点から少し話をしたいと思います。

冒頭、駒崎委員が、今回の事件を母親バッシングあるいは、いわゆるベビーシッターバッシングに矮小化させてはならないとおっしゃいました。私は、その御意見に全く同感いたします。ここ数日間、テレビ等のメディアを見ていると、当事者のお母さんが、お顔は映されていないのですが、マイクを向けられて、泣きながら答えている場面が繰り返し放映されています。被害者を追い詰めるようなこうした姿勢に、やはりいたたまれない思いがいたします。むしろもっと、新制度でこうしたお母さんたちのつらさを少しでもなくすような議論がされているというようなこともぜひ、メディアの方々には、関心を持って情報提供していただければと思います。

その上で幾つか私たちの議論も足りないところがあると思います。まず、一時預かりに対するニーズは非常に高まっていると同時に多様化しています。その一方で、それに応えるためのいろいろな対応は、不十分ですが、民間企業のベビーシッターもあります、社協のファミリー・サポート・センターもあります、また、NPOが基礎自治体と協働でやっている相互扶助の活動もあります。こうしたものをどれだけきめ細やかに子育て家庭に届けられるかということを考えますと、利用者支援制度の徹底に尽きると思います。悩んでいても、どこに行っても相談したらいいかわからない親たちが、ここに行けばいろいろなサービスを教えてもらえるという、ワンストップ的なサービスが必要だと思います。あのお母さんが子供の預け先で一番困っていた時間には、テレビの情報ですが、横浜市はたった2カ所しかショートステイはないということでしたが、そのうちの1カ所は、あのお母さんの利用に対応できる施

設があったということです。そうしますと非常に残念なことです。

どの自治体も、妊娠、出産のときに子育てハンドブック等を渡しています。そこには、うちの自治体では、こういう支援があると書いてあるのです。でも、紙ベースのものを渡したところでとまっているのですね。ですから、それをどれだけ親たちがわかるように支援を届けるかということは、これは利用者支援制度の徹底に尽きると思います。しかしながら、今回の予算措置では随分減らされているところが、非常に胸が痛いところです。

また、先ほど奥山委員が自民党のこのペーパーの9番目、地域子ども・子育て支援事業や社会的養護に関する職員の研修が今回外されたと言われました。私もこの点は非常に残念に思います。ワンストップサービス提供をするためには、柏女委員が言われたような専門職の方も必要ですが、また一方で、市民、区民が一定の研修を積み上げれば提供できるのです。地域子ども・子育て支援事業の充実のための人材育成が必要であり、その点に、今後ぜひとも注力をしていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか御質問もありましたので、よろしくお願いします。

○長田参事官 それでは、まず、私から何点かお答えさせていただきます。

まず、溜川委員、それから古渡委員から御指摘のございました幼稚園、保育所、認定こども園の公定価格についてでございます。そもそも公定価格の性格というものを考えましたときに、これは、教育・保育を実施するに当たっての標準的なコストといったものを適切に評価して基準として定めるものでございますので、この党の意見にもございましたが、同じ教育・保育内容に対する公定価格、これについては、やはり基本的に共通として整理をするということであろうと考えております。

その上で、制度上の位置づけの違いというものがございまして、今回の質の改善の項目の提案の中でも、例えば施設型給付と委託費払いの違いを踏まえた事務費のことでございませつか、地域の子育て支援については、努力義務と義務ということの違いに着目した公定価格上の整理ということもさせていただいておりますので、そういった中で、そのような考え方をベースにしながら、よりきめ細かく価格の設定について整理をしてまいりたいと思っております。

なお、移行の普及推進といったことに関しましては、今回の制度というものが、事業者あるいは地域の実情、意向を尊重する中で、それぞれ御判断をいただくという前提の中で、ただ、移行を希望する園が着実に移行できるということをしっかり支援していくことは必要であろうと思っておりますので、昨年の夏に御議論をいただいて整理した供給過剰地域における需給調査の特例措置の徹底でございますとか、幼稚園から移行する場合の調理室の設置支援といったようなものについて、環境整備といえますか、そういった面での支援というものはしっかりと対応していきたいと思っております。

それから、北條委員から御指摘いただきました3歳児未満在宅家庭支援ということに関し

まして、これはもうしっかりとやっていく、非常に重要なものであるということの基本的なスタンスには変わりございません。とりわけ今回の市町村が事業計画をつくっていただくということになって、どうしても待機児童問題もあり、2号、3号施設の部分というものに目が行きがちでございますけれども、地域子ども・子育て支援事業についても、ニーズ調査に基づいて、その量の見込みとそれに対応した供給確保対策というものをしっかりと盛り込んでいただくことになっておりますので、私ども、自治体に対しても、折に触れてそういったことをしっかり申し上げているといったところでございます。

それから、ワーク・ライフ・バランスの関係につきましてでございますけれども、これまで必ずしも十分とは言い切れない部分があったかもしれませんが、次世代法の改正の検討状況などについても御報告させていただいております。まさに次世代法の改正につきましては近々、今国会に提出している法案の審議も始まるというようなことでございますので、そういったものを初めといたしまして、逐次、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取り組み状況、これは恐らく厚生労働省の取り組みが中心になるかと思いますが、厚生労働省とも相談をして、当会議にも適宜のタイミングでの御報告等に心がけてまいりたいと思います。

それから、宮下委員からございましたこの制度の自治体に対する徹底でございますとか、あるいは吉田委員から御指摘のございました、これをエンドユーザーである利用者、保護者に対する制度の周知ということに関してでございます。

まず、自治体に関しましては、これまでも、例えば基本指針の取りまとめ時、あるいは年末から年始にかけての各種基準の取りまとめなどを受けて、自治体説明会というものを開催しております。また、この公定価格の議論も踏まえて、近々、4月中旬には、同じような形で会議を持っていきたいと思っておりますが、そういったことで、さらに、制度の詳細というものの設計も大分整理いただきましたので、より詳細な、ただ説明だけではなくて、資料なども含めてしっかりと対応していきたいと思っております。

保護者向けに関しましては、保護者向けのモデル的な勉強会の実施でございますとか、あるいはそういった方が主に読者層になっている育児雑誌などへの広報なども取り組んでまいりましたが、何分これまで制度の詳細がわからない中での広報ということで限界もございましたけれども、大分中身も明らかになってまいりましたので、年度末にその保護者向けの広報パンフレットなども作成して、恐らく次回には御紹介できるかと思っておりますが、そういったことなども含めまして、より広報にも力を入れていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

○橋本保育課長 それでは、私からお答えさせていただきたいと思います。

まず、質問への回答の前に、多くの方々から、今回のベビーシッターなどのサイトの利用を通じた御利用についての事件に関してコメントをいただきましたので、今の私どもの取り組みの状況について簡単に申し上げたいと思います。

本日の参考資料ということで、参考資料2でお配りさせていただいております。こちらは、事件が発覚いたしました2日後の3月19日に私どもで報道発表した中身でございまして、「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」ということで10項目の整理をさせていただきました。どれも基本的な内容を押さえたものということで書かせていただいたものでございますが、なお、先ほど葛西委員から、市町村のほうへの相談、どこに相談していいかわからないという御指摘もいただきました。市町村の保育等を担当する部局が1つは相談の窓口になろうかと思っておりますが、現時点では、ベビーシッターにつきましての認可制度といった公的な制度が余りない状況でございますので、市町村には今の時点では情報は余りないかもしれません。今後、新制度のもとでの居宅訪問型保育事業というものが創設されたり、あるいは一時預かり事業や延長保育事業についての訪問型というものを創設する提案もさせていただきましたので、こういったものが増えていった場合には、ある程度、市町村のほうにも御相談いただけるような余地が出てくるのではないかと考えております。

また、この1項目の中に書かせていただいております「一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。」ということで書きました。一時預かり事業は市町村として行っていただいておりますし、また、ひとり親へのさまざまな支援相談といったことは、市町村のほうで取り組んでいる部分も多くございます。こういった部分につきましては、市町村のほうも現状でもしっかり対応できると思っておりますので、そういった点、ためらわずに市町村のほうに御相談いただくことも大変重要ではないかと考えております。

今、私どもはこれにつきまして関係する方々の御協力をいただきながら、実態の把握ですとか、あるいはそれを受けての今後の対応のあり方の検討といったものに着手した段階でございまして、今後そういった実態の把握などを進めながら、今後の対応の方法についても十分検討させていただきたいと思っておりますし、その際、今日いただいた御意見でございますように、安心して子どもを預けられるような環境の整備ということにつながるように私どもとしても努力をさせていただきたいと思っております。

それで、いただいた御質問についての回答でございますけれども、まず、駒崎委員から、本日の委員御提出資料の中で、ひとり親の夜間の利用ということと同視できるようなケースがそれぞれあるのではないかと、それから、居宅訪問型保育につきましての夜間加算の中で割増賃金相当額を導入するべきではないかといった御意見をいただいたところでございます。夜間保育加算の部分につきまして、こういった金額で設定するかは今後の仮単価の設定に向けての議論の中で精査させていただきたいと思っておりますが、考え方としましては、こういった割増賃金に相当するものを加算のものとのか考え方として持っておきたいと思っております。

それから、いただきましたような、こういったさまざまなケース、両親が単身赴任とか、海外在住とかのケースなど、さまざまなケースを書かせていただきました。通常の保育の利用がなかなか困難であろうと考えられるようなケースと同視できるようなものにつきましては、こういったものも含めて柔軟に利用できるような枠組みを考える必要があると思っております。

で、こういった点も、御提案いただいたものも踏まえながら、今後の運用についてさらに細かく整理していきたいと考えております。

それから、坂崎委員から、認定こども園の満3歳児の受け入れの関係についての御意見をいただきました。本日お配りしました資料の中の資料3-1のところでは骨格イメージについていろいろ書いてあるわけでございます。この中で、保育所の場合には、従来から年度当初から、その年度を通じて同じ単価で対応するという枠組みがございますが、今回、幼稚園に関しましても、満3歳児の受け入れということを念頭に置きまして、この資料3-1の2ページのところで、「満3歳児の教諭配置加算」というものを入れております。これと同じ形で、認定こども園につきましても、5ページのところでございますが、加算額の中の1項目めでございますが、「満3歳児の教諭配置加算」ということで6:1というものを入れております。この部分というのは、保育のほうにつきましても、2・3号の公定価格の中で対応する、そして、1号の部分につきましても、この青い字で書いてある部分で対応するという整理でございますので、この部分については全体を半々で割るというアンダーラインは付しておりません。このところは、1号の部分につきましてもこれを対応するという御理解いただければと思います。

それからあと、認定こども園で実施する子育て支援の中身でございますが、地域子育て支援拠点事業として行う場合は、専任の職員を配置したり、週3日以上といった形でかなり濃密な支援を行うことが前提になっておりますので、それはそれで独立した一つの事業として評価するという事になるかと思いますが、そこまで至らないものにつきましても、親に対する支援あるいは地域の子育て家庭に対する支援ということを実施していただく前提で、この基本額の中に組み込むということでございますので、拠点事業よりはより範囲が広いものと御理解いただければと思います。

それからあと、同じく坂崎委員から、看護師の配置について御指摘がございました。今回特区で行ってございました乳児の6人以上に満たない、4人ないし5人の受け入れの場合に、看護師を保育士とみなすことができるという部分につきましても、特区ではなく全国的な展開ということでさせていただいているところでございます。看護師の配置の一般的な質の改善ということにつきましても、本日の資料の中で申し上げますと、先ほど御説明いたしませんでしたが、資料1の7ページのところに、質の改善の項目の一つとして「病児保育の充実」というものがございます。その中の2項目めでございますが、「看護師等1名以上の配置により事業を実施可能とする」ということで、保育所における体調不良児対応型の病児保育につきましても、このところで充実分を盛り込んでおります。現在では、原則として2名以上の配置がなければこの事業費はつきませんけれども、これを1名以上の配置により実施可能とするという形で、保育所における看護師の配置の充実ということに対応できるようにということで、今回の充実の中身に盛り込んだものでございますので、こういったもので対応していきたいと考えております。

それから、佐藤委員から、やはり満3歳児の問題につきましても、学級編制との関係につい

て御指摘がございました。後ほどこれは文部科学省から補足していただければと思いますけれども、公定価格の対応としては、先ほど私が申し上げたような形で対応をするというものを盛り込みましたけれども、幼保連携型認定こども園におきます学級編制につきましては、年齢別の学級編制ということを基本的な前提と置きながらも、この満3歳児の対応につきましては、全体の3歳児のクラスの中で対応する、それから、1・2歳児と同じクラスの中で対応する、あるいは満3歳児独立のクラスで対応する、いずれもそれぞれの園の判断でといった形で基準の議論としては整理していただいたかと思います。そういった考え方で対応することを念頭に置いたものでございます。

それから、給食の関係でございますけれども、同じく認定こども園の関係におきましては、先ほど申し上げました資料3-1の中で申し上げますと、認定こども園における給食の対応につきましては、やはり5ページのところに出ておりますが、このところで、給食については2・3号の子どもについては義務づけでございますので、この基本額の中での調理員なり給食材料費のところに対応させていただいておりますけれども、1号認定の子どもにつきましては、給食を実施することが義務づけはされておられません。ですから、給食を実施する場合には、その下の加算額というところがございますが、ここに「給食実施加算」という形で書かせていただいております。これで対応いただくことになってまいろうかと思っております。

それから、上乗せ徴収の関係でございますけれども、設置主体によって取り扱いを変えるという関係は、これまでの中でいろいろ議論が重ねられてきておりますけれども、上乗せ徴収を行うことができる主体と行うことができない主体が存在するという形の整理というのは非常に難しゅうございますので、今回の資料にも書かせていただいておりますように、一定のルールのもとでできるということを前提としながら、やる場合には市町村のほうと私立保育所の場合には協議をしていただくという前提でやっていただく。そしてまた、これまでの福祉制度の流れの中で、こういった上乗せ徴収につきましては、ふさわしくないという園のほうで御判断いただく場合には、上乗せ徴収を行わないことも想定されるということで今回の記述をさせていただいたということで、改めて御説明させていただきたいと思っております。

それから、酒向代理人から、事業所内保育の公定価格のところにつきまして、減価償却あるいは賃料の分の加算が入っていないことについての御指摘がございました。こういった事業所内保育施設につきましての施設整備については、現在の制度のもとで、雇用保険の事業の中での対応というものが一つあり、これとの関係でどう考えるかというところが一つあるかと思っております。

あと、事業所内保育施設でございますので、自社の敷地あるいは建物等の中の一部のスペースを活用するといった形で設置することも広く行われていると認識しておりますので、そういった中で、建物そのものの減価償却費ですとか、あるいは賃料の部分といったものに対応する部分を設ける必要があるかということで、やや疑問なのではないかということで、今回の整理の中には入れておりませんので、そういった趣旨で御理解いただければと思います。

それから、高橋委員から、地域の子育て支援・療育支援の関係で加配する職員につきまし

て、どのような人を念頭に置いているかということで御指摘いただきました。先ほど柏女委員から、ソーシャルワーカーのような方をという御指摘もいただいたわけでございまして、こういったところの資質にどういったものを求めているかということは、今後の検討課題とさせていただきますと思いますが、どういった方にせよ、今、障害児を受け入れている保育所等におきまして、なかなかこの受け入れについての人手が足りないという状況を補う形での加算、地域の機関との連絡調整等を行うに当たっての補う分での加算といった趣旨で置くものでございますので、余り厳し過ぎる要件を課すことになると、また、これはこれでなかなか実際の設置が進まないということにもなるかと思っておりますので、その辺のバランスを考慮しながら考えていきたいと思っております。

それから、溜川委員から、現行の幼稚園の中で利用者負担、保護者負担のところを低く設定しているところを認めてあげてはどうかということで御質問をいただきました。この資料の中で、一定の経過措置を設けるということで書かせていただいておりますのは、これまで幼稚園につきましての保育料の公定価格というか、こういった公的な基準というものがございませんでしたので、そういったことの中で、それぞれの園の判断で、それぞれの保育料が設定されてきているという実情がございます。その上で、今回、市町村が定める公的な水準というものが初めて出てくるわけでございますので、それとの関係で今までの対応を否定するようなやり方が出てこないようにということで経過措置を設けるということでしてあるわけでございます。

ただ、もともとこういった市町村のほうで定める基準額よりも低い額で利用者負担を取るということにつきまして、ともするとそういった形で保護者負担の割引競争といえますか、そういった価格競争という形で、より質の低下を招くおそれがあるので、基本的な市町村が所得に応じて定める額の徴収を基本に置いていただいた上で対応するというのがございます。そうはいいながら、今までの制度との連続性というものもございますので、そういった趣旨でこの経過措置を設けているという点を御理解いただければと思います。

それから、古渡委員から、連携施設の経費につきまして、送り出す側だけでなく、受け取る側のことの御指摘もいただいたところでございますが、この連携施設に係る経費につきましては、地域型保育事業のほうで連携施設を設定することを要件と課しております。したがって、そちらのほうにこの連携施設に係る経費を公定価格の中に盛り込みまして、それぞれ地域型保育事業者と、それから保育所、幼稚園との間で連携施設に係る契約をいただきまして、その連携施設経費をもとにしまして、それぞれの施設の間でその経費の支払いということをしていただくことを念頭に置いているものでございます。具体的な支援の中身につきましては、両方で相談していただきながら設定していただくということではないかと考えております。

それから、北條委員からいただいた御質問の中で保育時間の関係で御指摘がございました。保育標準時間認定と保育短時間認定の境界線のところでございますけれども、大体週40時間労働というものが標準的なフルタイム労働者の時間かと思っておりますが、その4分の3ぐらい

に相当いたします週30時間以上の労働のところ、保育標準時間認定か保育短時間認定かというところを分けるという形で整理いただいたかと思えます。ですので、そういった保育標準時間認定を受けるケースにつきましては最大で1日11時間まで、それから、保育短時間認定を受ける場合には最大で1日8時間までといった形での御利用をいただくということが念頭にあるものでございます。

それから、あわせて給食についての取り扱いについても御指摘いただきました。この点につきましては、資料の中でも何通りも検討例を示させていただきましたけれども、なかなか全体を実費徴収という形で整理するのか、それとも公定価格の中で対応するというところで整理するのかにつきまして、この会議の委員の中でもさまざまなお立場があったかと思えます。また、先ほど吉田委員から、いずれの整理にせよ、現状よりも給食に係る保護者負担が増えることがないようにといった御指摘もいただいたところでございまして、そういった実情を踏まえたときに、現状どおりとするのが最も無難なやり方ではないかということで、今回そういった対応案につきまして提案させていただいたということでございます。

それから、外部監査のところでございますけれども、本日の資料の資料2の69ページのところに外部監査についての記述がございます。「施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園が外部監査を実施した場合のコストについて、現在の私学助成の取り扱いを踏まえ、公定価格上評価してはどうか。」ということでございます。それから、保育所の場合にはこういったものの義務づけがございませんので、現在、こういった外部監査という形で行うというよりは、行政による会計監査といった形で行われているわけでございますので、そこの重複を排除する意味でも、幼稚園と認定こども園のほうにこの部分を入れさせていただきまして、保育所につきましては、自治体による監査といったことを念頭に置きまして、そういった部分については加算を設けておりません。

それから、外国の状況につきましては、今回お示したものがOECDの資料から抜粋したものでございますが、公費の対象としているかどうかということにつきましては、改めて調査しなければわかりませんので、次回にでもということございましたから、もう少し時間がかかるというところは御容赦いただきたいと思います。

それから、宮下委員から、今回の公定価格につきまして、1号認定のものにつきましては2階建てのものになるけれども、この2階も含めてのものかということでの確認がございました。1階、2階全体を合わせたものとして検討させていただいている中身ということで御理解いただければと思います。

それから、山口委員から、退職手当共済の関係で御質問をいただきました。これにつきまして、この間御指摘いただいたときには質問と受けとめませんでしたので、今日お答えを用意してございませんけれども、これにつきましては社会・援護局のほうで所管している制度でございますので、担当部局のほうに御趣旨を伝えまして、また次回以降で対応させていただければと思います。

それから、保育士の確保の関係でも御指摘をいただいたところでございます。これにつき

まして、今、待機児童解消加速化プランを進める中で、保育士の確保ということが大変重要であるということは、私も全く委員と認識は同じでございます。そのために、待機児童解消加速化プランの関係のさまざまなメニューの立て方の中でも、保育士の確保ということは一つの大きな柱として入れているつもりでございます。保育士試験を2回実施することにつきましては、前回、私がお答えさせていただきましたように、これを2回実施するという方法をとった場合に、なかなかコストの増加と受験者数の増加ということが同じように増えないというところで、どうしても試験料の増加につながり逆に受験者数の減少につながらないかということ懸念していると申し上げました。

あわせて、その予算の補助ができないのかという御質問をいただいたわけでございますけれども、こういった公的な資格についての試験料の部分は、やはりそのコストは試験料の中で対応するというのが、多くの資格制度を横断的に見たときに大原則なのではないかと思えます。ここのところ我が国の社会の中で人材不足ということが指摘されている領域が多数ある中で、それに係る資格制度もたくさんございます。そういった横断的な試験制度について見たときに、ここの部分に対する補助ということは極めて難しいのではないかと私は今考えております。

いろいろと委員からも御指摘がございました。そのほか、いわゆる部分合格をもって、さらに合格していない科目だけを受験する、それが可能な期間を3年から5年に延ばすといったことも御提案いただいたわけでございますけれども、そういったものも含めて、規制改革会議から御指摘いただきました中身について今、検討しております。年度末までにとということで期限を切られておりますので、今それについての対応策を検討しているところでございます。この3年から5年に延ばすというものにつきましては、比較的实施しやすいものではないかと考えておりますし、また、幼稚園教諭の免許をお持ちの方の場合には、本来の68単位ではなくて8単位という非常に短い講習を受けていただくことによりまして保育士資格を取るという道も今回、特例制度を設けて開かれたわけございまして、こういったところの活用なども含めまして、保育士の確保ということについて、何が有効なのかというところを十分に考えながら、今、対策の取りまとめをしているところでございますので、また改めて御議論いただければと思っております。

それから、柏女委員から、子育て支援ということでの親に対するさまざまな支援を行っているところをどういったところで評価しているのかという御指摘がございました。これにつきましては、親に対する支援と申しますか、親との間でのその子の1日の様子についてのいろいろなやりとりですとか、そういったものは、恐らく保育を行う上での最も基本的な保育士の仕事ではないかとも思います。そういう意味でいきますと、どの部分にそれが入っているというよりは、この保育所運営費あるいは新制度上の公定価格の中の全体の中でそういったものをカバーしていくということになるのではないかと思います。そういった保育の業務の内容の高度化といったことに対する対応も含めて、全体としてのこの質の改善でカバーしていくということではないかと思えます。

それからあと、勤続年数の対象施設につきまして、障害児の関係のものはどうなっているかという御指摘がございました。障害児通所支援ですとか、あるいは障害者福祉のデイサービスなど、幾つか障害児福祉の枠組みの中で捉えられているようなものの中で施設を必要とするものにつきましては、この勤続年数の通算対象の中に入っております。

さまざま御指摘いただきましたけれども、私からお答えさせていただくのは、とりあえず以上かと思えます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○蝦名幼児教育課長 私からは、今ほど保育課長からも御説明がございましたが、佐藤委員から、満3歳児の6：1の加算ということと学級編制について、学級については編制いただくことを前提に考えてございます。実際には、学級を編制した上で、例えば6：1ということになりますと、例えば1学級で複数の教員に教育に当たっていただくといったようなことが考えられるだろうと思っております。

それから、北條委員から、幼稚園については教育の標準時間が4時間ということで、実際には朝来て、お弁当を食べて、2時ぐらいに降園する、6時間ぐらい在籍するのだけれども、その差の部分は何と表現したらよいものかということでございますが、基本的な認識として、これは4時間でやっている園というのも数少ないですけれども、標準4時間あると認識してございますし、これを6時間かけてやっているところもある、8時間近くの時間をかけて標準4時間の教育活動を行っている例もありますので、いずれにしても、これは幼稚園で行っている教育活動であると認識いたしております。

今回の公定価格の議論の中では、こうした各園いずれも、子どもが帰った後も、翌日の教材準備等を行い、8時間勤務の先生方で運営していらっしゃる。その活動全体を保障できるようなものとして考えていきたいと考えてございます。

それから、利用者負担について、公立と私立の負担についてということですが、今回、利用者負担についてのここまでの御議論というのは、これは国庫負担金の精算基準としての位置づけがあるということで、私立施設の保育料をベースとして検討を進めてきているところでございます。公立につきましては、特段、公立のためにどうだという議論は予定してございませんで、基本的にこうした私立施設の保育料を踏まえて、各市町村で御判断いただくということに仕組みの上ではなっているところでございます。

それから、統一的な保育料の水準を定めた場合、独占禁止法違反にならないかということですが、これは、法律に基づいて各市町村が決める仕組みであるということからしますと、独占禁止法の違反ということが問われるようなことではないだろうと考えているところでございます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうもありがとうございました。それでは、次回の日程について事務局からお願いいたし

ます。

○長田参事官 次回でございますけれども、本日と同様に、子ども・子育て会議、また基準検討部会の合同会議という形で、3月28日、15時からということで開催を予定させていただきたいと思いますが、詳細につきましては、追って御連絡させていただきます。

なお、公定価格につきましては、この秋以降、かなり長い時間議論を重ねていただきました。骨格案という形では本日初めての提示ということになりますが、できますれば、次回の会議でお取りまとめの議論をお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、第13回子ども・子育て会議、第17回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議を終了いたします。お疲れさまでした。

～ 以上 ～